

風水害等対策計画編

2 風水害対策計画

第1章 災害予防

## 目 次

第1節	水政計画.....	15
第2節	土砂災害防止計画.....	19
第3節	交通計画.....	25
第4節	都市計画.....	27
第5節	文教計画.....	31
第6節	農地農業計画.....	41
第7節	情報通信設備等の整備計画.....	46
第8節	災害用資材、機材等の点検整備計画.....	49
第9節	火災予防計画.....	50
第10節	防災知識の普及計画.....	53
第11節	防災訓練計画.....	55
第12節	防災組織等の活動体制整備計画.....	57
第13節	災害時要援護者支援計画.....	63
第14節	防災事業計画.....	67

## 2 風水害対策計画

### 第1章 災害予防

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。

#### 第1節 水政計画

##### 第1 治山治水計画

関係機関
産業経済部 都市建設部

###### 1 治山計画

###### (1) 森林の概況

本市の西部地域周辺は、山岳丘陵が連なり、台風や豪雨による山腹崩壊等の災害の危険性が増大する傾向にあり、治山施設の整備が必要となっている。

###### (2) 治山施設の整備

市内における山地災害危険地区は66箇所あり、崩壊土砂流出危険地区が45箇所、山腹崩壊危険地区が19箇所、地すべり危険地区が2箇所となっている。(別表参照)

市は、これらの危険地区を重点に、治山施設の整備を計画的に実施し、災害の未然防止を図るため、県事業としての整備実施を要請する。

###### 2 保安林整備計画

森林は、集中豪雨などによる洪水を防ぎ、渴水を緩和する機能、土砂の流出を防止する機能など災害を防止する働きがある。

市は、これらの公益的機能の発揮が特に要請される森林については、保安林に指定し、適正な管理を行うものとする。

###### 3 河川改修

###### (1) 河川の概況

本市の河川は、潤沼川、潤沼前川、枝折川、桜川、巴川等の1級河川があり、主に農業用水等として利用されている。また、多くのため池が配置されている。洪水災害防止のため、潤沼川等の改修や災害危険箇所の点検等を国や県に要請し改修促進を図る。

###### (2) 河川の改修現況

法定河川の他にも多くの小規模河川があるが、ほとんどが未整備のため、集中豪雨等により被害を受けているのが現状である。

災害を防止するために治水対策の強化を図り、今後も河川の改修整備が促進されるよう、関係機関に対する働きかけを強めていく。

#### 4 ダムの設置状況

ダムの設置状況は次のとおりである。

(平成21年4月1日現在)

水系河川名	ダム名	設置位置	堤 高 (m)	堤頂長 (m)	集水面積 (km <sup>2</sup> )	有効貯水容量 (m <sup>3</sup> )	備 考
那珂川水系 飯田川	飯田ダム	笠間市飯田	33.0	219.5	13.8	2,240,000	H4.3完成

#### 別表

#### 山 地 災 害 危 險 地 区

崩壊土砂流出危険地区							
番号	位 置		地 区 名	番号	位 置		地 区 名
	市	大 字			市	大 字	
260	笠間市	石寺	石寺	283	笠間市	大郷戸	大郷戸
261	笠間市	石寺	石寺	284	笠間市	大橋	居能
262	笠間市	大郷戸	鍬柄	285	笠間市	大郷戸	大郷戸
263	笠間市	大郷戸	大郷戸	286	笠間市	稻田	稻田
264	笠間市	稻田	稻田沢	287	笠間市	稻田	稻田
265	笠間市	福原	北中山	288	笠間市	稻田	稻田
266	笠間市	福原	福原	289	笠間市	稻田	稻田
267	笠間市	本戸	戸室	290	笠間市	稻田	稻田
268	笠間市	本戸	戸室	291	笠間市	福原	福原
269	笠間市	福原	沢	292	笠間市	福原	閑戸
270	笠間市	福原	福原	293	笠間市	北吉原	北吉原
271	笠間市	大郷戸	大郷戸	294	笠間市	北吉原	北吉原
272	笠間市	大郷戸	仏頂	295	笠間市	本戸	本戸
273	笠間市		国見	296	笠間市	本戸	戸室
274	笠間市	南吉原	南吉原	297	笠間市	本戸	戸室
275	笠間市	上加賀田	沢口	298	笠間市	福原	福原
276	笠間市	上加賀田	下ヶ鳥	299	笠間市	福原	福原
277	笠間市	上加賀田	谷津	300	笠間市	福原	福原
278	笠間市	泉	泉	301	笠間市	本戸	本戸
279	笠間市	上郷	駒場	302	笠間市	本戸	高田坪
280	笠間市	上郷	西寺	303	笠間市	上加賀田	沢口
281	笠間市	上郷	上郷	304	笠間市	泉	山根
282	笠間市	泉	泉				

山腹崩壊危険地区							
番号	位 置		地 区 名	番号	位 置		地 区 名
	市	大 字			市	大 字	
213	笠間市	片庭	片庭	223	笠間市	福原	沢
214	笠間市	片庭	中沢	224	笠間市	片庭	古山
215	笠間市	大渕	閑内	225	笠間市	大橋	八田
216	笠間市	大郷戸	鍬獲	226	笠間市	上郷	西寺
217	笠間市	福原	北中山	227	笠間市	上郷	大網
218	笠間市	福原	北中山	228	笠間市	泉	愛宕山
219	笠間市	本戸	高田坪	229	笠間市	稻田	稻田
220	笠間市	本戸	南福原	230	笠間市	北吉原	北吉原
221	笠間市	本戸	南福原	231	笠間市	泉	五靈
222	笠間市		国見				

地すべり危険地区			
番号	位 置		地 区 名
	市	大 字	
64	笠間市	福原	寺口
65	笠間市	福原	沢

## 第2 水防法に基づく洪水対策

地域における水害に対する防止力の向上や円滑かつ迅速な避難を確保し被害の軽減を図るため、水防法に基づき、避難体制の整備など必要な措置を講ずる。

### 1 避難体制の整備

#### (1) 避難に係る情報伝達手段

市は、洪水予報、避難準備情報、避難勧告等の伝達は、市及び消防署・消防団の広報車、市防災行政無線、電話、インターネット等多様な情報伝達手段を活用するとともに、報道機関による情報提供をし、当該区域住民の安全確保を図る。

また、区域内の高齢者等、災害時要援護者が利用する福祉施設等に対しても、同様の手段により避難情報の伝達・周知を行い、迅速かつ安全に避難できるよう徹底を図る。

##### ア 避難準備情報

避難準備情報洪水予報等が発表され、さらに水位の上昇が見込まれ市長が必要と認めるとき、又は河川の水位が特別警戒水位を超え、特別警戒水位情報が公表されたときは、必要な地域に対し避難準備情報を発表するとともに、避難行動に時間をする災害時要援護者へ避難行動の開始を求める。

##### イ 避難勧告

洪水警報が発表され市長が必要と認めるときは、該当する地域に対し避難勧告を発表する。

##### ウ 避難指示

人的被害の発生する可能性が非常に高いと市長が判断した場合は、避難指示に切り替える。

#### (2) 浸水想定区域、避難場所、避難路等を反映した洪水ハザードマップを配布するなど、洪水時に市民の円滑かつ迅速な避難が行われるような必要な措置を講じる。

#### (3) 市長は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、国又は県及び水防管理者等の協力を得ながら、避難すべき区域、判断基準及び伝達方法を明確にしたマニュアルの作成、水防団等との協議により避難誘導にかかる計画を作成して訓練を行う。

#### (4) 市は、関係機関の協力を得て、雨量、水位等の情報をより効果的に活用するための内容の拡充を図り、市民への情報提供体制の整備を図る。また、災害時要援護者に配慮した分かりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

## 第2節 土砂災害防止計画

### 第1 土砂災害防止法に基づく対策

関係機関
都市建設部

急傾斜地の崩壊、土石流並びに地すべりの発生する危険のある区域における災害予防のため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(以下、「土砂災害防止法」という。)に基づき、警戒避難体制を整備するほか必要な措置を講ずる。

#### 1 警戒避難体制の整備

- (1) 市は、県が指定する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制について整備するとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を市民に周知するよう努める。
- (2) 警戒区域内にある高齢者等の災害時要援護者が利用する施設等に対し、円滑な警戒避難ができるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。
- (3) 市民への周知
  - ア 土砂災害の危険性や避難に関する情報を伝達するための防災マップを作成し配布するなど、市民への広報周知を図る。
  - イ 市は関係機関の協力を得て、雨量等の情報をより効率的に活用するための内容の拡充を図るとともに、市民への提供体制の整備を図る。
  - ウ 市は、高齢者、障害者等の災害時要援護者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図る。
- (4) 情報伝達体制の整備
  - ア 市は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、県等の協力を得て災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域、判断基準及び伝達方法を明確にする。
  - イ 避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から市民への周知徹底に努めるとともに、県等と協議し、発災時の避難誘導に係る訓練を行う。

#### 2 特定開発行為の制限等

市は県に協力し、土砂災害防止法第9条に基づき、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりなどの土砂災害のおそれのある区域における住宅宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為に対して、必要な対策を講じるものとする。

## 第2 がけくずれ対策

本市には、がけくずれ災害が予想される危険な区域がある。これらの被害を未然に防止し、また被害を最小限にとどめるため、概ね次のような対策を実施する。

#### 1 危険箇所の実態調査及び防災パトロールの強化

市においては、がけくずれ災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限

にとどめるために、まず事前措置として危険予想箇所について地形、地質、地下水、立木、排水施設、擁壁の状態及びがけくずれ等が生じた場合の付近家屋に及ぼす影響等を調査し防災パトロールを実施するものとする。

なお、本市には急傾斜地危険箇所が自然斜面で49箇所、人工斜面で1箇所ある。

#### 急傾斜地危険箇所（自然斜面）

番号	箇所名	位置			番号	箇所名	位置		
		市	大字	小字			市	大字	小字
1	石倉－1	笠間市	石寺	石倉	26	八田a	笠間市	大橋	八田
2	山口	笠間市	飯田	山口	27	南吉原	笠間市	南吉原	南吉原
3	相生町	笠間市	笠間	相生町	28	日沢	笠間市	日沢	日沢
4	常楽－1	笠間市	下市毛	常楽	29	大橋a	笠間市	大橋	大橋
5	坊屋敷	笠間市	石井	坊屋敷	30	大橋b	笠間市	大橋	大橋
6	下郷	笠間市	来栖	下郷	31	八田 b	笠間市	大橋	八田
7	反町	笠間市	大郷戸	反町	32	八田 c	笠間市	大橋	八田
8	堂峰	笠間市	稻田	堂峰	33	池野辺a	笠間市	池野辺	池野辺
9	稻田沢	笠間市	稻田	稻田沢	34	池野辺b	笠間市	池野辺	池野辺
10	関戸	笠間市	福原	関戸	35	槐山	笠間市	小原	槐山
11	北中山	笠間市	福原	北中山	36	仁古田東部	笠間市	仁古田	仁古田東部
12	上郷	笠間市	福原	上郷	37	山下B	笠間市	中市原	山下
13	石倉	笠間市	石寺	石倉	38	仁古田西部	笠間市	仁古田	仁古田西部
14	上郷A	笠間市	来栖	上郷	39	岱長兎路	笠間市	長兎路	岱長兎路
15	上郷B	笠間市	来栖	上郷	40	長沢	笠間市	上郷	長沢
16	田上	笠間市	福原	田上	41	大綱	笠間市	下郷	大綱
17	金谷	笠間市	本戸	金谷	42	花園	笠間市	上郷	花園
18	滝沢A	笠間市	福原	滝沢	43	長沢a	笠間市	上郷	長沢
19	白庭	笠間市	福原	白庭	44	長沢 b	笠間市	上郷	長沢
20	北中山A	笠間市	福原	北中山	45	長沢 c	笠間市	上郷	長沢
21	北中山B	笠間市	福原	北中山	46	長沢 d	笠間市	上郷	長沢
22	関戸	笠間市	福原	関戸	47	長沢e	笠間市	上郷	長沢
23	鍛冶屋	笠間市	本戸	鍛冶屋	48	日向	笠間市	上郷	日向
24	滝沢B	笠間市	福原	滝沢	49	山根	笠間市	泉	山根
25	内川	笠間市	大郷戸	内川					

#### 急傾斜地危険箇所（人工斜面）

番号	箇所名	位置		
		郡市	大字	小字
1	常楽－2	笠間市	下市毛	常楽

## 2 急傾斜崩壊危険区域の指定

市においては、県と協議のうえ危険予想箇所について「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」第3条の規定により危険区域の指定を行い、がけに対する有害な行為を規制し市民生活の安定と国土の保全を図る。

また、指定をした区域の住民等被害を受けるおそれのある者に対して危険である旨の説明を行い、災害防止のための県の措置について協力を求める。

なお、本市には急傾斜地崩壊危険区域指定箇所が2箇所ある。

急傾斜地崩壊危険区域指定箇所

番号	箇 所 名	位 置			番号	箇 所 名	位 置		
		市	大 字	小 字			市	大 字	小 字
1	常楽－1	笠間市	下市毛	常楽	2	坊屋敷	笠間市	石井	山下

## 3 所有者等に対する防災措置の指導

危険箇所調査の結果、必要に応じ危険予想箇所の所有者、管理者、占有者その他関係者に対し、擁壁、排水施設その他必要な防災工事を施すなど改善措置をとるよう強力に指導するものとする。

## 4 警戒避難体制の確立

危険箇所に対する防災措置が不完全である間は、まずその住民に対する警戒避難体制の確立が最も必要である。

市においては、がけくずれの発生のおそれのある場合、あるいは危険が切迫した場合に、迅速かつ適切な勧告又は指示及び伝達ができるよう、警戒避難体制を確立しておくものとする。

## 5 災害時要援護者関連施設に係る情報提供等

災害時要援護者関連施設については、当該施設が土砂災害を受けるおそれがある場合には、県と連携・協力し、当該施設管理者に対しても通知することとする。

また、説明会等を開催し、土砂災害に関する知識の普及向上等を図るなどの災害時要援護者対策の実施について指導するものとする。

## 第3 地すべり対策

本市には地すべり危険箇所が2箇所指定されている。現状を的確に把握するとともに、危険箇所ごとに警戒避難体制を確立しておくものとする。

### 1 危険箇所の実態調査

地すべり危険箇所

番号	箇 所 名	位 置	
		市	大 字
1	神 出	笠 間 市	大 橋
2	道 祖 神	笠 間 市	本 戸

## 2 災害時要援護者関連施設に係る情報提供等

災害時要援護者関連施設については、当該施設が土砂災害を受けるおそれがある場合には、県と連携・協力し、当該施設管理者に対しても通知することとする。

また、説明会等を開催し、土砂災害に関する知識の普及向上等を図るなどの災害時要援護者対策の実施について指導するものとする。

## 第4 土石流危険渓流対策

### 1 土石流危険渓流の実態調査

本市には土石流危険渓流が52渓流ある。危険渓流の現状を的確に把握しておくものとする。

土石流危険渓流

番号	河川名			渓流所在地	
	水系名	河川名	渓流名	市	大字
1	那珂川	潤沼川	かなぐ沢	笠間市	上加賀田
2	那珂川	二反田川	吉野沢	笠間市	本戸
3	那珂川	稻田川	沢入	笠間市	福原
4	那珂川	福原	無双決入	笠間市	福原
5	那珂川	福原川	無名沢1	笠間市	福原
6	那珂川	稻田沢川	稻田	笠間市	稻田
7	那珂川	稻田沢川	しきのが谷	笠間市	大郷戸
8	那珂川	稻田川	岩倉沢	笠間市	大郷戸
9	那珂川	稻田川	大郷戸(善光寺沢)	笠間市	大郷戸
10	那珂川	稻田川	大郷戸(大滝沢)	笠間市	大郷戸
11	那珂川	稻田川	大郷戸(鍔柄沢)	笠間市	大郷戸
12	那珂川	稻田川	大郷戸(長沢)	笠間市	大郷戸
13	那珂川	稻田川	(滝の沢)	笠間市	片庭
14	那珂川	飯田川	小錦内川	笠間市	飯田
15	那珂川	飯田川	小錦内川	笠間市	飯田
16	那珂川	潤沼川	小松沢	笠間市	大橋
17	那珂川	潤沼川	谷津入	笠間市	大橋
18	那珂川	潤沼川	天神入	笠間市	大橋
19	那珂川	潤沼川	滝沢入	笠間市	福田
20	那珂川	潤沼川	所ノ入	笠間市	福田
21	那珂川	潤沼川	マムシ沢	笠間市	笠間
22	那珂川	二反田川	南指原北	笠間市	本戸
23	那珂川	二反田川	南指原川	笠間市	本戸
24	那珂川	稻田川	決入	笠間市	福原
25	那珂川	福原川	岩崎沢	笠間市	福原
26	那珂川	福原川	道陸神沢	笠間市	福原

番号	河 川 名			溪 流 所 在 地	
	水系名	河川名	溪流名	市	大字
27	那珂川	稻田川	柳沢	笠間市	柳沢
28	那珂川	稻田川	後道東ノ沢	笠間市	大郷戸
29	那珂川	片庭川	吹上北ノ沢	笠間市	片庭
30	那珂川	稻田川	(滝の沢)	笠間市	片庭
31	那珂川	片庭川	入道が入沢	笠間市	片庭
32	那珂川	潤沼川	日沢(桟郷戸入)	笠間市	日沢
33	那珂川	飯田川	大平	笠間市	大平
34	那珂川	飯田川	石寺西	笠間市	石寺
35	那珂川	飯田川	石寺東	笠間市	石寺
36	那珂川	潤沼川	堺の宮	笠間市	福田
37	那珂川	潤沼川	井戸かえり	笠間市	福田
38	那珂川	潤沼川	坂下入	笠間市	福田
39	那珂川	潤沼川	福田	笠間市	福田
40	那珂川	潤沼川	坂尾南沢	笠間市	大渕
41	那珂川	潤沼前川	大田切	笠間市	大田切
42	那珂川	潤沼川		笠間市	上加賀田
43	那珂川	潤沼川		笠間市	大橋
44	那珂川	飯田川		笠間市	飯田
45	那珂川	隋光寺川	不動堂沢	笠間市	上郷
46	那珂川	桜川	長沢	笠間市	上郷
47	那珂川	桜川	長沢	笠間市	上郷
48	那珂川	隋光寺川	不動堂沢	笠間市	上郷
49	那珂川	桜川	長沢支渓	笠間市	上郷
50	那珂川	桜川	長沢	笠間市	上郷
51	那珂川	桜川	長沢支渓	笠間市	上郷
52	那珂川	桜川	西寺東沢	笠間市	上郷

## 2 砂防指定地の指定及び砂防工事の推進

- (1) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条により「治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地」を砂防指定地として、土石流の発生を助長するような行為を制限するために積極的に指定を行う。
- (2) 土石流に対処するための工事については、特に土石流が発生するおそれの高い渓流、保全対象となる人家又は公共的施設の多い渓流について、重点的に推進する。

## 3 土石流危険渓流の周知

市は、関係住民への危険渓流に関する資料の提供を行い、周知徹底を図る。

#### 4 警戒避難体制の確立

- (1) 土石流危険渓流周辺における警戒避難体制の整備を早急に図るため、次の事項を行う。
  - ア 関係住民において警戒又は避難を行うべき基準（以下「警戒避難基準」という。）の設定
  - イ 予報、警報及び避難の指示等の伝達・周知
  - ウ 適切な避難方法の周知
  - エ 適切な避難場所の選定及び周知
  - オ その他警戒避難のために必要な事項
- (2) 警戒避難基準は、県の基準を準用するものとする。
- (3) 警戒避難基準は、原則として雨量によって設定するものとし、過去の土石流災害発生時の雨量、研究機関の成果等を参考に渓流周辺の崩壊等の状況を考慮して、水戸土木事務所等その他関係機関と協議して決定するようとする。

現時点では本市における土石流災害の例はなく、警戒避難基準の設定は難しいところであるが、次に掲げるような場合には、自発的に警戒避難を行うよう市民を指導する。

  - ア 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流れが聞こえる場合
  - イ 渓流の流末が急激に濁りだした場合や、流木が混ざり始めた場合
  - ウ 降雨が続いているにもかかわらず渓流の水位が急激に減少し始めた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険がある。）
  - エ 渓流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
  - オ 渓流の付近の斜面に落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合やその兆候が出始めた場合

#### 5 災害時要援護者関連施設に係る情報提供等

災害時要援護者関連施設については、当該施設が土砂災害を受けるおそれがある場合には、県と連携・協力し、当該施設管理者に対しても通知することとする。

また、説明会等を開催し、土砂災害に関する知識の普及向上等を図るなどの災害時要援護者対策の実施について指導するものとする。

### 第3節 交通計画

関係機関
都市建設部

災害に備えての道路及び橋梁の災害予防並びに維持補修を実施するものとする。

#### 1 道路・橋梁の現況

##### (1) 道路

本市の道路の現況については、次表のとおりである。

道 路 の 現 況

(平成24年4月1日現在)

区分	路線数	実延長 (m)	改良済延長 (うち車幅5.5m以上) (m)	改 良 率 (%)	舗装済延長 (m)	舗 装 率 (%)
国 道	2	43,251.0	40,413.0 ( 38,026.0)	93.4	43,251.0	100.0
県 道	21	123,521.0	123,521.0 ( 89,998.0)	78.2	120,553.0	97.6
市 道	3,962	1,467,460.0	595,289.0 (171,002.0)	40.6	951,958.0	64.9

##### (2) 橋梁

本市の橋梁の現況については、次表のとおりである。

橋 梁 の 現 況

(平成24年4月1日現在)

国・県	計	木 橋	永 久 橋	混 合 橋
橋 梁 数	71	0	71	0
延長 (m)	1,503.0	0.0	1,503.0	0.0

市	計	木 橋	永 久 橋	混 合 橋
橋 梁 数	363	9	354	0
延長 (m)	4,428.4	39.0	4,389.0	0

#### 2 予防対策

##### (1) 道路建設上配慮すべき事項

- ア 平面線形：できるだけ河川との接近や湿地、沼等を避ける。
- イ 縦断線形：平たん地における切土法面はなるべくとらず、水田等を通過する場合、洪水により水位の増に対し安全な高さをとる。
- ウ 横断こう配：路面水を速やかに側溝に流下させるに必要なこう配をとる。
- エ 路側、横断構造物：切土部において法長が大きく崩土のおそれのある箇所、盛土法面で常に水と接する部分（堤防併用）、水田を通る部分等にはコンクリート擁壁、間知石積を施し法面の保護を図る。
- オ 横断排水構造物：洪水時に十分な排出のできる通水断面とする。
- カ 排水側溝：路面水を処理し、速やかに排水路に導き、地下水が高く路面排水困難な所は盲暗渠等を施す。

## (2) 道路及び橋梁の危険箇所の調査

定期的にパトロールを行い、危険箇所の調査、把握に努める。

### ア 道路

災害による被害の軽減を図るため、危険箇所については、可能な限り補修を行い、幅員3.5m未満の道路で自動車等の交通不能な道路並びに通行危険な箇所については、逐次改良するよう努めるものとする。

### イ 橋梁

日頃より橋梁の老朽度並びに上流の浮遊物、ゴミ等が堆積しないよう配意するものとする。

## (3) う回路の調査

災害時において、道路が被害を受けて、早期復旧が困難で交通に支障をきたす場合に対処するため、重要な道路に連絡するう回路をあらかじめ調査し、また関係機関に当該事項を周知徹底して緊急事態に備えるものとする。

## (4) 異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間

本市における異常気象時通行規制区間と特殊通行規制区間は次のとおりである。

### 異常気象時通行規制区間

(平成18年4月1日現在)

路線名	通行規制(情報収集)区間		危険内容	情報板設置の有無
	箇所	延長(km)		
宇都宮笠間線	笠間市片庭	1.0	土砂崩落	有
笠間つくば線	笠間市本戸	1.5	地すべり・落石	有

### 特殊通行規制区間

(平成18年4月1日現在)

路線名	通行規制(情報収集)区間		危険内容	情報板設置の有無
	箇所	延長(km)		
鶴足山片庭線	笠間市片庭 字片倉 由良沢	2.0	落石・土砂崩落	無

## 第4節 都市計画

関係機関  
都市建設部

都市災害の未然防止を第一目的とし、併せて土地の合理的利用の増進及び環境の整備改善に資するため、総合的な都市計画を考慮して次の施策を実施するものとする。

### 1 都市防災に関する方針

災害に強い都市構造の実現を図る観点から都市防災に関する方針を検討する。

### 2 防火地域及び準防火地域の指定

木造家屋が密集している危険な地域の災害を最小限におさえるため、建築物個々の不燃化とともに、都市構造そのものを防火的に改造する目的をもって、都市計画法の規定に基づき防火地域及び準防火地域の指定を行うものとする。

### 3 建築基準法第22条に基づく区域指定

防火地域及び準防火地域以外の市街地について、耐火建築物及び簡易耐火建築物以外の建築物の屋根を不燃材料で造らなければならない区域の指定を行い、火災の延焼防止を図る。

### 4 災害危険区域の指定等

市は条例その他により、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条1項に基づき茨城県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域や出水等による著しい危険が予測される区域について、住宅の用に供する建築物等の建築制限の措置等を検討する。

### 5 都市計画事業の推進

都市の将来像の実現に向けた都市の整備、開発及び保全を図るため、適時適切な都市計画事業を推進していく必要があり、特に密集市街地部においては、防災性の向上を図る観点から都市計画事業を推進していく。

### 6 市街地の整備

計画的な潤いのある市街地を形成し、土地の合理的な高度利用を図り、防災防火についての対処を図るものとする。

本市の用途地域の状況は、次のとおりである。

都市計画用途地域 (平成24年4月1日現在)

区分	面積 (ha)	比率 (%)
第一種低層住居専用地域	220	23.2
第二種低層住居専用地域	30	3.2
第一種中高層住居専用地域	117	12.3
第二種中高層住居専用地域	5.2	0.5
第一種住居地域	216	22.8
第二種住居地域	48	5.1
準住居地域	2.9	0.3
近隣商業地域	28	3.0
商業地域	27	2.8
準工業地域	124	13.1
工業地域	79	8.3
工業専用地域	52	5.5
計	949	100.0

※端数処理の関係で、面積・比率とも各項目の和と計が一致していません。

## 7 都市計画道路

地震の規模が甚大であるほど、緊急避難道路の役割を担い、また火災発生時の延焼遮断空間の機能をもつ幅員の広い道路が必要となることから、都市計画道路の早期実現の推進を図っていく。

### 都 市 計 画 道 路

路線番号	変更後	路線名	幅員 (m)	延長 (m)	決定年月日	備考(決定区分)	
						市	県
<b>笠間地区</b>							
1・3・1	1・3・1	北関東横断道路線	23.5	9,660	H2.11.15		○
3・3・1	3・3・1	国道50号笠間バイパス線	22.0	3,300	H2.11.15		○
3・4・2	3・4・2	大和田甲の山線	18.0	2,090	S49.4.4		○
3・4・3	3・4・3	笠間停車場寺崎線	16.0	2,370	S49.4.4		○
3・4・4	3・4・4	昭和町来栖線	16.0	1,270	H2.11.15		○
3・5・5	3・5・5	高橋町稻田線	12.0	2,110	H3.8.22		○
3・5・6	3・5・6	昭和町相生町線	12.0	2,400	S49.4.4		○
3・5・7	3・5・7	来栖飯合線	12.0	1,440	H3.8.22	○	
3・4・8	3・4・8	手越石井線	18.0	6,110	H2.11.15		○
3・4・9	3・4・9	笠間停車場下市毛線	18.0	470	H2.11.15		○
3・4・10	3・4・10	福原今泉線	16.0	1,680	H2.11.15		○
3・4・11	3・4・11	来栖寺崎線	16.0	2,050	H3.8.22		○
3・4・12	3・4・12	鉄砲町石井線	16.0	290	H3.8.22		○
3・5・13	3・5・13	石井北総合公園線	12.0	700	H3.8.22	○	
8・6・1	8・6・1	元〆線	10.0	100	H3.8.22	○	
<b>友部地区</b>							
1・3・2	1・3・2	北関東横断道路線	23.5	9,810	H2.11.15		○
3・6・1	3・6・14	友部停車場線	11.0	2,100	H15.12.8		○
3・6・2	3・6・15	友部鯉淵線	11.0	1,300	S49.4.4		○
3・6・3	3・6・16	原原の池線	11.0	500	S49.4.4		○
3・6・4	3・6・17	友部宍戸線	11.0	2,000	S49.4.4	○	
3・6・5	3・6・18	友部二ツ池線	8.0	1,100	S49.4.4	○	
3・6・6	3・6・19	南友部大沢線	8.0	1,000	S49.4.4	○	
3・6・7	3・6・20	原宮前線	8.0	1,500	S49.4.4		○
3・4・8	3・4・21	宿大沢線	18.0	2,670	S62.10.26		○
3・4・9	3・4・22	南小泉大田線	16.0	4,180	S63.4.7		○
3・4・10	3・4・23	上町大沢線	16.0	3,320	S63.4.7		○
3・3・11	3・3・24	流通センター東西線	27.0	3,140	H9.3.27		○
3・3・12	3・3・25	流通センター南線	27.0	1,420	H9.3.27		○
3・3・13	3・3・26	流通センター北線	27.0	1,240	H9.3.27		○
3・4・14	3・4・27	友部駅北線	20.0	340	H15.12.8	○	
8・6・1	8・6・2	友部駅南北自由通路	8.8	80	H15.12.8	○	
<b>岩間地区</b>							
3・4・1	3・4・28	土師栄町線	16.0	1,950	H2.2.13		○
3・4・2	3・4・29	岩間駅東大通り線	20.0	1,420	H15.4.3	○	
3・4・3	3・4・30	俎倉泉線	16.0	6,630	H2.2.13		○
3・4・4	3・4・31	泉室野線	16.0	4,250	H2.2.13		○
3・4・5	3・4・32	岩間駅西口上町線	16.0	460	H2.2.13		○
3・4・6	3・4・33	日吉町古市線	16.0	1,770	H2.2.13		○
3・3・7	3・3・34	下安居南北線	27.0	1,680	H9.3.27		○

## 8 都市公園

市民の健康増進とふれあいの場の拠点としてだけでなく、一時集結場所や延焼阻止空間としてのオープンスペースの確保のためにも、都市公園整備の推進を図るものとする。

## 都市計画公園等一覧

公園番号	公園名称	面積 (ha)	決定年月日	変更 (最終)	所在地	供用年月日
広域公園						
9・6・001	笠間芸術の森公園	(54.6) 35.7	S57. 1. 7	H8. 12. 12	笠間2345	H3. 10. 1
総合公園						
5・5・001	笠間市総合公園	23.50	S46. 7. 22	S59. 9. 25	箱田867-1	S51. 10. 1
街区公園						
2・2・001	石井街区公園	0.21	S48. 5. 29	H13. 12. 4	石井2068-1	S51. 10. 1
2・2・002	鷹匠町児童公園	0.22	S58. 4. 6		笠間17-1	S60. 4. 1
2・2・003	赤坂前児童公園	0.24	H3. 8. 22		赤坂15	H11. 4. 1
2・2・004	亀ヶ橋南児童公園	0.40	H3. 8. 22		赤坂19	H11. 4. 1
2・2・005	亀ヶ橋北児童公園	0.20	H3. 8. 22		赤坂18	H11. 4. 1
2・2・006	友部第一児童公園	0.13	S38. 6. 13	H19. 5. 31	八雲1丁目5-23	S41. 4. 1
2・2・007	友部第二児童公園	0.56	S55. 2. 27	H19. 5. 31	中央3丁目3-1	S58. 4. 1
2・2・008	友部駅前児童公園	0.29	S53. 7. 28	H19. 5. 31	東平2丁目1470-202	S55. 4. 1
	程島児童公園	0.27			笠間1725-7	S56. 12. 5
	笠間ひがし公園	0.77			福田961-2	H8. 2. 1
	笠間にし公園	0.25			稲田3-6	H8. 2. 1
	大池公園	1.53			赤坂20	H13. 4. 1
	高田運動公園	1.39			福田3012-1	S58. 12. 14
	福原運動公園	0.94			福原17-10	S56. 12. 7
	南山スポーツ公園	2.73			北吉原321-1	S63. 6. 6
	大橋境の宮街区公園	0.05			大橋2365-46	H15. 3. 12
	駅北街区公園	0.13			笠間5095	H14. 4. 1
	城南・やきもの通り公園	0.17			下市毛591-1	H15. 6. 12
	いなだふれあい公園	0.12			稲田2315-1	H15. 11. 25
	鯉淵公園	0.56			鯉淵6269-15	H22. 3. 20

### 9 上水道事業

本市の上水道事業は、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るため整備が進められてきた。

笠間市笠間水道事業、笠間市友部水道事業、笠間市岩間水道事業については、平成22年4月1日付で廃止、同日付けで「笠間市水道事業」として認可された。現在、全戸給水を目指し、以下の内容で計画的に施設整備を進めている。

#### 笠間市水道事業

(平成24年3月31日現在)

給水区域内人口	79,451人	目標年次	平成30年
給水区域面積	240.27 km <sup>2</sup>	工期	平成22年～平成30年
給水人口	66,472人	計画給水人口	77,800人
配水池貯留能力	17,400m <sup>3</sup>	計画1日最大給水量	30,400m <sup>3</sup> /日

#### 認可状況

名称	認可年月日	認可番号	目標年次	給水人口 (人)	一人一日最大給水 (ℓ)	一日最大給水量 (m <sup>3</sup> )
創設	H22. 4. 1	厚生労働省発建 0401第6号	H30	77,800	390	30,400

## 工業用水事業

### 認可状況

名称		届出年月日	届出番号	目標年次	事業者(件)	一日最大給水量(m <sup>3</sup> )
沿革	創設	H4. 3. 16	岩役発第340号	H5	4	1,500
	水源変更	H13. 6. 25	岩役発第1278号	H13	4	1,500

### 10 下水道事業

本市における公共下水道事業は、昭和56年3月、旧友部町において着手し、続いて昭和61年2月、旧笠間市において着手した。その後、より一層の事務・事業の効率化を図るため、平成2年4月1日に友部・笠間広域下水道組合を設立し、旧笠間市の汚水も旧友部町の処理場で共同処理するよう計画を変更した。

平成4年3月31日、旧友部町において友部駅南部周辺の約160haを供用開始し、その2年後の平成6年3月31日、旧笠間市において笠間駅北部周辺の約65haを供用開始した。以後、順次整備を進め供用開始地区を拡大している。

旧岩間町においては、平成7年9月に事業に着手し、平成14年4月1日、岩間駅北東部及び同駅西部周辺の約113haを供用開始した。以後、同様に順次供用開始地区を拡大している。

平成18年3月19日、旧笠間市・旧友部町・旧岩間町の合併に伴い、旧友部・笠間広域下水道組合及び旧岩間町の公共下水道事業を新笠間市へ継承し、水環境の保全及び生活環境の向上のため整備を進めている。

## 第5節 文教計画

関係機関
教育委員会

学校及びその他の教育機関（以下「学校等」という。）における児童・生徒等（以下「児童生徒等」という。）の安全を図り、教育活動の実施を確保するため、建物・防災施設等の整備、防災訓練等の災害を予防する措置を講ずるものとする。

### 1 文教施設の点検整備

学校、公民館等の施設については、以下の点に留意し、定期的に点検整備を進め、安全性の確保を図るものとする。なお、各施設の現況は、別表1のとおりである。

- (1) 建物、敷地の防火上、避難上安全のための点検整備を推進する。
- (2) 排水施設の整備と管理を図る。
- (3) 防火諸設備の充実及び点検整備を推進する。

### 2 防災上必要な教育及び訓練の実施

- (1) 学校等の長（以下「校長等」という。）は、児童生徒等の安全を図るために、防災計画を作成し、安全教育が適切に行われるよう努める。
- (2) 教育委員会は、防災対策資料の作成・配布及び研修を実施し、関係教職員の災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技能の向上に努める。
- (3) 教育委員会は、公民館等社会教育施設における諸活動並びに社会教育等団体の諸活動を通じ、防災思想の普及を図る。
- (4) 校長等は、児童生徒等の安全を図るために、地域の実情に応じた避難等の防災上必要な訓練を定期的に実施する。
- (5) 校長等は、関係教職員に対し、災害の状況を想定した警報の伝達、初期消火等の防災上必要な訓練を定期的に実施する。
- (6) 校長等は、地域社会で実施する合同訓練には、積極的に参加するよう努める。

### 3 消防・避難及び救助のための施設・設備等の整備

災害発生の場合、迅速かつ適切な消防・避難及び救助が実施できるよう消防、避難及び救助に関する施設、設備等の整備及び救急医療用資材等の備蓄に努める。

### 4 学校等施設・設備の災害予防措置

災害による学校等施設・設備の被害を予防し、児童生徒等の安全と教育活動の実施を確保するため、次の計画について実施する。

- (1) 学校等施設・設備を火災及び台風等の災害から防護するため、建物の建築にあたっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅牢構造化を促進する。
- (2) 校地等の選定・造成をする場合は、がけ崩れ・台風等の災害に対する適切な予防措置を講ずる。
- (3) 学校等施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強補修等を実施し、特に電気工作物、電気用品、ガス設備その他の危険がある施設では、適切な管理に努める。

## 5 防火管理者の選任

防火対象物の管理者は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条に基づき防火管理者を選任しなければならない。

## 6 防火管理者の責務

防火管理者は、消防法第8条に基づき消防計画の作成、消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理、収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わなければならない。

## 7 消防計画の作成

防火管理者は、消防計画の作成にあたっては、消防法に基づくほか、笠間市学校管理規則（平成18年教委規則第11号）第28条第2項により毎年度初めに作成し、教育長に提出することとする。なお、計画内容は、概ね次の事項とする。

- (1) 自衛消防の組織に関すること。
- (2) 防火対象物の火災予防上の自主検査に関すること。
- (3) 消防用設備等の点検及び整備に関すること。
- (4) 避難通路、避難口等の維持管理及びその案内に関すること。
- (5) 防火上必要な教育に関すること。
- (6) 消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。
- (7) 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難指導に関するこ。
- (8) 防火管理について、消防機関との連絡に関するこ。
- (9) 学校プールについては、防火用水としての役割を十分果たせるよう常に管理すること。

## 8 避難所としての学校の役割

学校を避難所として使用することにより、学校の運営上支障をきたさないためにも、今後次の事項について検討を行うものとする。

- (1) 避難所の運営における教師の役割
- (2) 児童生徒等の安否確認の方法
- (3) 学校機能を早急に回復するために、学校内において避難者と児童生徒等とで共用する部分と、児童生徒等又は避難者のみが使用する部分の区分け
- (4) 避難所になった場合に必要な備品等の整備
- (5) 授業中等に発災した場合の児童生徒等の避難、帰宅及び保護者との連絡方法等の措置

## 9 文化財の保護

本市は数多くの文化財に恵まれている。国・県・市指定はもとより地域開発等により消失のおそれのある埋蔵文化財の保護、保存のため、所在を明確化する標識等を設置するとともに、一般外来者に対し防火に関する注意を喚起するため標示板（注意立札等）の設置を図る。

防災施設の整備等については、消火器類、避雷針の設置を促進するほか防火水槽の設置を推進する。

なお、市内における文化財の一覧は、別表2のとおりである。

別表 1

## 各 施 設 の 現 況

## 1 幼稚園

名 称	電話番号	所 在 地	構 造	階	建物面積 (m <sup>2</sup> )
市立笠間幼稚園	72-0216	笠間2671-2	R C	2	886
市立稻田幼稚園	74-2958	稻田2151-4	S	1	705
私立あゆみ幼稚園	72-7195	寺崎28-1	S	1	561. 35
私立こじか幼稚園	72-6636	箱田6-4	R C	2	507. 36
私立ともべ幼稚園	77-0311	東平2-11-7	R C	2	1, 642
私立さくら幼稚園	77-8182	平町1811-4	R C	2	1, 139
私立すみれ幼稚園	77-5098	旭町345-1	S	2	1, 368
私立岩間第一幼稚園	45-3293	吉岡156-4	W	1	1, 063
私立ドレミ幼稚園	45-3711	市野谷1542-12	S	1	464

## 2 小学校

名 称	電話番号	所 在 地	構 造	階	建物面積 (m <sup>2</sup> )
市立笠間小学校	72-0076	笠間2689-1	R C	3	8, 122
市立東小学校	72-8122	大橋1713-1	R C	3	2, 730
市立佐城小学校	72-1381	金井83-1	R C	2	3, 512
市立箱田小学校	72-1380	箱田1115	R C	3	3, 273
市立南小学校	72-1383	南吉原1188	R C	3	3, 305
市立稻田小学校	74-2301	稻田2151-2	R C	3	5, 002
市立宍戸小学校	77-0209	平町22	R C	3	4, 746
市立友部小学校	77-0009	美原3-3-1	R C	3	7, 014
市立友部第二小学校	77-7946	平町1718-93	R C	3	4, 855
市立北川根小学校	77-1364	湯崎1085-1	R C	3	5, 485
市立大原小学校	77-0434	小原3522-1	R C	3	3, 537
市立岩間第一小学校	45-2042	下郷4108	R C	3	6, 316
市立岩間第二小学校	45-2169	押辺529-1	R C	3	4, 202
市立岩間第三小学校	45-2169	市野谷1542-1	R C	3	4, 457

## 3 中学校

名 称	電話番号	所 在 地	構 造	階	建物面積 (m <sup>2</sup> )
市立笠間中学校	72-0120	笠間2702	R C	4	7, 270
市立東中学校	72-8121	福田906-6	R C	2	3, 034
市立南中学校	72-1385	北吉原15	R C	2	2, 937
市立稻田中学校	74-2004	稻田2145-3	R C	4	5, 304
市立友部中学校	77-0073	中央4-1-1	R C	4	9, 397
市立友部第二中学校	77-7809	旭町510-1	R C	3	7, 205
市立岩間中学校	45-2624	下郷4997	R C	3	6, 887

#### 4 公民館等施設

施設名	区分	電話番号	所在地	構造	階	建物面積 (m <sup>2</sup> )
笠間市立笠間公民館		72-2100	石井2068-1	R C	3	3,119
笠間市立友部公民館		72-7533	中央3-3-6	R C	3	3,154
笠間市立岩間公民館		0299-45-2080	下郷5140	R C	—	703
笠間市大橋公民館		72-8264	大橋1543	R C	2	942
笠間市池野辺公民館		72-8123	池野辺1295	W	1	258
笠間市みなみ公民館		72-7611	下市毛591-1	W	1	257
笠間市高田公民館		72-3199	福田3010-1	W	1	202
笠間市箱田公民館		72-6542	箱田1037	W	1	210
笠間市寺崎公民館		72-7403	寺崎135	W	1	186
笠間市南山内公民館		72-6556	南吉原181	W	1	228
笠間市本戸公民館		74-2971	本戸3154	W	1	233
笠間市来栖公民館		72-1384	来栖1045	W	1	216
笠間市上加賀田公民館		72-7404	上加賀田329-1	W	1	499
笠間市稻田公民館		74-2973	稻田3378-1	W	1	288
笠間市稻田公民館付属館		74-2044	稻田785-2	W	1	237
笠間市福原公民館		74-3804	福原3602-2	W	1	304
笠間市総合公園管理棟		72-9330	箱田867-1	R C	1	676.65
笠間市民体育館		72-2101	石井2068-1	R C	3	3,366.7
笠間市笠間武道館	—	—	石井2068-1	R C	1	550.3
笠間市立笠間図書館		72-5046	石井2023-1	R C	2	2,779.25
笠間市立友部図書館		78-1200	平町2084	R C	2	2,443.7
笠間市立岩間図書館		0299-45-2082	下郷5140	R C	—	751
笠間市立歴史民俗資料館		77-8925	平町29	W	2	409
笠間市岩間海洋センター		0299-45-7085	押辺2259-1	R C	1	1178.73

## 別表2

## 指定文化財一覧表（平成24年4月1日現在）

## 1 国

種 別	名 称	指定年月日	管 理 者 (所有者・保持者)	所 在 地
彫 刻	木 造 薬 師 如 来 坐 像	大正3.4.17	岩谷寺	来栖2696
彫 刻	木 造 薬 師 如 来 立 像	大正3.4.17	岩谷寺	来栖2696
建 造	楞 巍 寺 山 門	大正6.4.5	楞巌寺	片庭761-4
彫 刻	木 造 千 手 觀 音 立 像	大正9.8.16	楞巌寺	片庭775
彫 刻	木 造 弥 勒 仏 立 像	大正9.8.16	弥勒教会	石寺429
天 然	片庭ヒメハルゼミ発生地	昭和9.12.28	八幡神社、楞巌寺境内	片庭775ほか
建 造	塙 家 住 宅	昭和51.2.3	個人所有	安居2009
建 造	笠 間 稲 荷 神 社 本 殿 (附・棟札1枚)	昭和63.1.13	笠間稲荷神社	笠間1

## 2 県

種 別	名 称	指定年月日	管 理 者 (所有者・保持者)	所 在 地
史 跡	難 台 山 城 址	昭和9.5.18	笠間市	上郷3646の一部 上郷2962の一部
彫 刻	木 造 佐 白 觀 音 坐 像	昭和32.1.25	佐白山觀世音寺	笠間1056-1
書 跡	唐 本 一 切 経	昭和33.7.23	笠間稲荷神社	笠間1
彫 刻	寄木造 十一面觀音立像	昭和42.3.30	東性寺	手越195
天 然	八 重 の 藤	昭和42.11.24	笠間稲荷神社	笠間1
建 造	笠 間 城 檻	昭和44.12.1	真淨寺	笠間323
彫 刻	木 造 阿 弥 陀 如 来 坐 像	昭和44.12.1	阿弥陀講世話人会	上加賀田916
彫 刻	木 造 十 一 面 觀 世 音 菩 薩 像	昭和44.12.1	養福寺	大田町324
彫 刻	木 造 不 動 明 王 像 及 び 両 童 子	昭和46.1.28	下箱田総代会	箱田861
建 造	旧 宍 戸 城 表 門	昭和51.7.5	個人所有	土師622
彫 刻	木 造 大 日 如 来 坐 像	昭和60.3.25	大日如来奉贊会	上加賀田1773
彫 刻	木 造 阿 弥 陀 如 来 立 像	昭和60.3.25	光照寺	笠間2591
歴 史 資 料	四 神 旗 附 祝 文 ( 写 )	昭和63.1.25	稻田神社	稻田763 (県立歴史館寄託)

種別	名 称	指定年月日	管 理 者 (所有者・保持者)	所 在 地
書 跡	唐 本 一 切 経	昭和63. 1. 25	西念寺	稻田469
書 跡	金 剛 般 若 波 羅 蜜 経	平成5. 1. 25	高乾院	石井1747
天 然	稻田禪房のお葉付イチョウ	平成12. 11. 27	西念寺	稻田469
工 芸 品	鰐口 如意寺、嘉暦三年在銘	平成16. 1. 8	如意輪寺	上市原942 (県立歴史館寄託)
工 芸 品	藻 光 彩 磁 葡 萄 紋 様 花 瓶 板 谷 波 山 作	平成16. 11. 25	茨城県陶芸美術館	笠間2345
工 芸 品	氷 華 磁 仙 桃 文 花 瓶 板 谷 波 山 作	平成16. 11. 25	茨城県陶芸美術館	笠間2345
彫 刻	木 造 金 剛 力 士 像	平成19. 11. 16	養福寺	大田町324

### 3 市

種別	名 称	指定年月日	管 理 者 (所有者・保持者)	所 在 地
彫 刻	十 一 面 觀 世 音 像	昭和48. 5. 29	慈眼院	泉915
建 造	慈 眼 院 本 堂	昭和48. 5. 29	慈眼院	泉915
歴 史 資 料	戦 旗	昭和48. 12. 7	個人所有	福田2644
工 芸	時 鐘	昭和48. 12. 7	笠間市	笠間1015-2
史 跡	坂 尾 の 土 墓	昭和48. 12. 7	個人所有	笠間3727 ほか
天 然	本 戸 の 大 カ エ デ	昭和52. 3. 7	個人所有	本戸3093
彫 刻	木 造 如 意 輪 觀 音 坐 像	昭和52. 3. 7	長福寺	福原1811
工 芸	五 鈷 杵	昭和52. 3. 7	金剛寺	箱田1778
工 芸	八 坂 神 社 の 神 輿	昭和53. 4. 25	八坂神社	笠間345
史 跡	笠 間 氏 累 代 の 墓 地	昭和53. 4. 25	楞厳寺	片庭782
天 然	関 場 の 大 ケ ヤ キ	昭和53. 4. 25	個人所有	笠間823
建 造	鳳 台 院 の 山 門	昭和53. 4. 25	鳳台院	箱田2458
考 古 資 料	高 寺 第 2 号 墳 出 土 遺 物	昭和54. 7. 14	笠間市	平町29
史 跡	高 寺 第 2 号 古 墳	昭和54. 7. 14	廣慶寺	小原2913
史 跡	山 王 塚 古 墳	昭和54. 7. 14	日枝神社	小原1125
史 跡	宍 戸 城 址 土 墓	昭和54. 7. 14	末広稻荷神社	平町192-1

種別	名 称	指定年月日	管 理 者 (所有者・保持者)	所 在 地
典 籍	大般若波羅蜜多經	昭和54.10.1	玄勝院	笠間952
建 造	城山稻荷神社本殿	昭和54.10.1	新町氏子一同	笠間6-1
天 然	モチノキ	昭和55.8.5	個人所有	鴻巣602
天 然	サルスベリ	昭和55.11.7	個人所有	南友部994
天 然	マキ	昭和55.11.7	個人所有	南友部955
天 然	ケヤキ(第1号)	昭和56.2.12	小原神社	小原2234
天 然	ケヤキ(第2号)	昭和56.2.12	小原神社	小原2234
天 然	ケヤキ(第3号)	昭和56.2.12	小原神社	小原2234
天 然	スギ	昭和56.2.12	小原神社	小原2234
建 造	安居の千日堂	昭和56.5.25	下安居公民館	安居1427-1
史 跡	諏訪山古墳	昭和56.6.10	個人所有	平町1236
史 跡	一本松古墳	昭和56.7.17	一本松保存会	小原1115
史 跡	諏訪古墳	昭和56.7.17	個人所有	小原396
天 然	フジ・イヌシデ	昭和56.9.10	香取神社	南友部1736
天 然	唯信寺のシイ	昭和57.6.14	唯信寺	大田町436
史 跡	小原城本丸跡	昭和57.6.14	御城稻荷神社	小原2193
無形民俗	四十八灯籠	昭和57.6.24	岡野家16戸	箱田字土当地区
建 造	笠間城門	昭和57.6.24	個人所有	笠間824
建 造	笠間城門	昭和57.6.24	個人所有	笠間818
天 然	吾国山のカタクリ群生地	昭和58.4.19	田上神社	福原6134-1ほか
工 芸	香時計(常香盤)	昭和58.4.19	金剛寺	箱田1778
彫 刻	聖観音菩薩 木造観音菩薩立像	昭和58.10.6	聖観音菩薩保存会	南友部976
史 跡	湯崎城本郭跡	昭和59.3.6	個人所有	湯崎745ほか
彫 刻	毘沙門天立像	昭和60.2.26	上稻田文化財保存会	稻田650
彫 刻	童子立像	昭和60.2.26	上稻田文化財保存会	稻田650
彫 刻	弁才天、毘沙門天、 大黒天三尊と厨子	昭和60.2.26	個人所有	笠間1339

種別	名称	指定年月日	管理者 (所有者・保持者)	所在地
彫刻	金銅仏 十一面千手観音像	昭和60.2.26	佐白山観世音寺	笠間1056-1
史跡	岡の宿館跡	昭和60.2.26	個人所有	大橋1823-3
考古資料	円面硯	昭和60.10.15	笠間市教育委員会	下郷4407
天然	天神社のツクバネガシ	昭和61.4.15	天神社	大渕176-1
歴史資料	四神旗	昭和61.4.15	個人所有	笠間345
絵画	柿本人麻呂の画像	昭和61.4.15	個人所有	笠間345
建造物	香取神社本殿	昭和62.4.1	香取神社	南小泉741
工芸品	鰐口	昭和62.12.10	慈眼院	下郷4407
天然	高房神社のシイ	平成2.9.3	高房神社	鴻巣619
有形民俗	香取神社の算額	平成3.3.2	小原香取神社	小原4021-1
絵画	大絵馬	平成3.12.6	八幡神社	大古山159
建造物	普賢院本堂	平成4.2.13	普賢院	上郷3137
彫刻	普賢院本尊 十一面觀世音像	平成4.2.13	普賢院	上郷3137
建造物	天神社本殿	平成4.9.21	天神社	大渕175-1ほか
史跡	笠間城跡	平成5.3.26	佐志能神社・笠間市	笠間3613ほか
天然	下市毛八坂神社しだれ桜	平成5.6.22	第15区長	下市毛712
彫刻	木造大日如来坐像	平成8.9.17	片庭入組共有地組合	片庭2187-1
無形民俗	岩間囃子	平成9.1.23	岩間囃子連合保存会	下郷4542
彫刻	木造毘沙門天像	平成9.9.16	佐白山観世音寺	笠間1056-1
彫刻	木造不動明王像	平成9.9.16	佐白山観世音寺	笠間1056-1
建造物	滝野不動堂	平成9.9.16	下箱田総代会	箱田861
建造物	高房神社本殿	平成10.3.12	高房神社	鴻巣619
工芸品	宝篋印塔	平成10.3.12	上郷小原神社	小原4236
工芸品	五輪石塔	平成10.3.12	個人所有	平町418-1
古文書	宍戸文書	平成10.3.12	個人所有	橋爪970-3
絵画	竜神尊像軸	平成11.3.15	南指原組	南指原4412

種別	名 称	指定年月日	管 理 者 (所有者・保持者)	所 在 地
史 跡	箱 田 う ら 山 古 墳	平成12. 3. 22	笠間市	箱田867-17
彫 刻	子 育 地 藏 菩 薩 坐 像	平成12. 3. 22	花香町代表第18区長	笠間2092
彫 刻	胎 内 石 造 仏 (子育地藏菩薩坐像)	平成12. 3. 22	花香町代表第18区長	笠間2092
絵 画	両 界 蔓 茶 羅	平成13. 3. 21	片庭中組	片庭
絵 画	絹 本 着 色 愛 染 明 王 像	平成13. 8. 8	如意輪寺	上市原942
絵 画	絹 本 着 色 虚 空 藏 菩 薩 像	平成13. 8. 8	如意輪寺	上市原942
絵 画	絹 本 着 色 觀 世 音 菩 薩 像	平成13. 8. 8	養福寺	大田町324
彫 刻	銅 造 阿 弥 陀 如 来 立 像	平成13. 8. 8	淨乘寺	平町291
彫 刻	木 造 阿 弥 陀 如 来 立 像	平成13. 8. 8	光明寺	平町1939-1
彫 刻	木 造 阿 弥 陀 三 尊 立 像	平成13. 8. 8	光明寺	大田町661
彫 刻	木 造 阿 弥 陀 如 来 坐 像	平成13. 8. 8	如意輪寺	上市原942
彫 刻	銅 造 阿 弥 陀 三 尊 像	平成13. 8. 8	教住寺	住吉1183
彫 刻	阿 弥 陀 三 尊 像	平成13. 8. 8	教住寺	住吉1183 (県立歴史館寄託)
史 跡	笠 間 燒 発 祥 に 係 わ る 登 窯	平成14. 3. 18	久野陶園	箱田1804
天 然	羽 梨 山 神 社 の ス ギ	平成14. 5. 20	羽梨山神社	上郷3161
彫 刻	木 造 觀 音 菩 薩 立 像	平成15. 2. 24	個人所有	稻田1132
彫 刻	木 造 毘 沙 門 天 立 像	平成15. 2. 24	個人所有	稻田1132
彫 刻	木 造 馬 頭 觀 音 立 像	平成15. 2. 24	荒牧地区	本戸4021-1
彫 刻	木 造 不 動 明 王 立 像	平成15. 2. 24	荒牧地区	本戸4021-1
工 芸 品	宝 節 印 塔	平成15. 2. 24	真淨寺	笠間323-2
彫 刻	木 造 菩 薩 坐 像	平成16. 2. 13	普賢院	上郷3137
彫 刻	木 造 愛 染 明 王 坐 像	平成16. 2. 13	普賢院	上郷3137
彫 刻	木 造 如 来 立 像	平成16. 2. 13	普賢院	上郷3137
彫 刻	木 造 如 来 立 像	平成16. 2. 13	普賢院	上郷3137
彫 刻	木 造 十 一 面 觀 音 立 像	平成16. 2. 13	普賢院	上郷3137
彫 刻	木 造 如 意 輪 觀 音 坐 像	平成16. 2. 13	普賢院	上郷3137

種別	名称	指定年月日	管理者 (所有者・保持者)	所在地
彫刻	木造 阿弥陀如来坐像	平成16.2.13	茅生、堂山地区	下郷2077-1
彫刻	木造 阿弥陀如来立像	平成16.2.13	安国寺	上郷1487
彫刻	木造 釈迦如来坐像	平成16.2.13	安国寺	上郷1487
工芸品	銅造 檜垣秋草双雀鏡	平成16.2.13	笠間市教育委員会	下郷4407
考古資料	墨書き土器、雁股式鉄鏺	平成16.2.13	笠間市教育委員会	下郷4407
彫刻	木造 僧形(義尊)坐像	平成16.4.13	養福寺	大田町324
彫刻	木造 馬頭観音立像	平成17.3.16	坂下観音堂講中	池野辺1690
絵画	絹本着色阿弥陀如来現前図	平成18.2.24	月崇寺	笠間350
絵画	絹本着色聖徳太子略絵伝	平成18.2.24	光照寺	笠間2591
天然	吾国山のブナ林	平成18.2.24	田上神社	福原6131-1ほか
絵画	絹本着色 阿弥陀三尊 ・地蔵菩薩來迎図	平成20.2.26	如意輪寺	上市原942
絵画	紙本着色 十二天屏風 (六曲屏風)	平成20.2.26	養福寺	大田町324
彫刻	木造 大日如来坐像	平成20.2.26	楞厳寺	片庭775
無形民俗	安居灯籠念佛	平成20.2.26	下安居公民館	安居1427-2
古文書	小泉村文禄三年太閤検地帳 及び慶長七年御縄打水帳	平成22.2.24	個人所有	南小泉781
古文書	紙本着色 釈迦尊涅槃像図	平成22.2.24	廣慶寺	小原2912
史跡	御前塚古墳	平成22.2.24	笠間市教育委員会	泉1956-1
天然記念物	愛宕山のシイ	平成22.2.24	愛宕神社総代会 岩間郷土史クラブ	泉100-2
考古資料	水晶製石器	平成24.3.28	笠間市教育委員会	石井2023-1
考古資料	藏骨器	平成24.3.28	笠間市教育委員会	平町29
史跡	館岸城跡	平成24.3.28	個人所有	上郷1531-4の一部 ほか

#### 国登録有形文化財

種別	名称	原簿登載期日	管理者	所在地
建造物	笠間市立歴史民俗資料館	平成16.2.17	笠間市	平町29

## 第6節 農地農業計画

### 第1 農地計画

関係機関

産業経済部

#### 1 老朽ため池等整備工事

築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応するため、ため池管理者は、早急に整備を要する農業用のため池、頭首工、樋門、揚排水機場、水路等の揚排水施設の改修又は当該施設に代わる農業用揚排水施設の新設並びにこれらの附帯施設及び洪水等からの安全を確保するために必要な管理施設の新設又は改修を図るものとする。

#### 2 湖岸堤防工事

池、沼に隣接する農用地を直接外水から保全するために行う堤防、樋門及びこれらの附帯施設の新設又は改修を推進するものとする。

#### 3 湛水防除事業

既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域（原則としてかつて応急の湛水排除事業が実施された地域）で、これを防止するために排水機、排水樋門、排水路等の新設または改修を行う。

#### 4 水質障害対策事業

農業用用水路・排水路の水質汚濁による農作物等への被害を解消するため、用排水路の新設、改修又は水質浄化施設の整備を行う。

#### 5 地盤沈下対策事業

地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域において、地盤の沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下を従前の状態に回復するために農業用排水施設の新設又は改修を行う。

### 第2 農業計画

#### 1 農林業災害対策委員会の設置

市は、災害の発生に対応し被害農家の救済対策を迅速かつ適正に実施するとともに、災害による農作物被害の軽減、未然防止対策を講じることを目的として、農林業災害対策委員会を設置する。

(1) 災害からの農作物被害を防ぐため、気象注意報等の情報の伝達体制を確立し、農家等の事前対策に供する。

(2) 農作物被害による損失に備えて、農業共済加入率の向上、農業制度資金の活用、災害の事後対策の円滑な推進を図る。

#### 2 防災営農体制

災害の発生に備え、茨城中央農業協同組合、笠間地域農業改良普及センターその他関係機関と常時緊密な連絡をとり、防災営農体制の整備に努める。

(1) 低地帯の土地改良を促進し、自然水等の排水対策を実施する。

(2) 災害からの農作物被害を防ぐため、気象注意報等の情報の伝達体制を確立し、農家等の事前対策に供する。

### 3 防災技術対策

本対策は、災害発生の地域性にかんがみ災害から農作物を保護するため、事前にとるべき方法を定め、もって災害を未然に防止しようとするものである。

災害名	作物名	事項
風害	水 稲	1 作付体系 (1) 早、中、晩の組合せ及び短かんの耐倒伏性の強い品種の選定を行う。 2 肥培管理 (1) 施肥の合理化及び追肥の時期、量に注意する。 3 施設 (1) 病害虫防除機具の整備を行う。
	陸 稲	1 作付体系 (1) 水稻に同じ。 2 肥培管理 (1) 倒伏防止のため土寄せを行う。 (2) 施肥の合理化及び追肥の時期、量に注意する。 3 施設 (1) 水稻に同じ。
	大 豆	1 作付体系 (1) 短かん性品種の選定を行う。 2 肥培管理 (1) 倒伏を防ぐため早めに土寄せを行う。
	い ち ご	1 防護措置 (1) ビニールハウスには、防風ネット等の設備を設ける。 (2) ハウス内に風が入らないよう密閉する。
	そさい及びビニールハウス	1 作付体系 (1) 夏秋作で強風に弱い作物及び品種は台風期を避ける作型とする。 2 肥培管理 (1) 支柱は倒伏しないよう堅固なものをたてる。 3 防護措置 (1) 温床場、ビニールハウス等には防風設備を設ける。 (2) 春作類には、冷風害防止を兼ね、防風垣を設置する。
	た ば こ	1 防護措置 (1) ほ地の周囲に防護垣を設置する。(麦稈、稻わら等で防風垣を設置する。又はらい麦等を作付けする。)
	果 樹	1 防護措置 (1) 防風垣を設置する。 (2) 成木は各枝を緊縛し、又は支柱をたてること。幼木は支柱をたて直し、又はむしろやこも等で周囲をとりまく。
	飼 料 作 物	1 施設 (1) サイロの整備を行う。
	水 稲	1 肥培管理 (1) けいはん、堤等の決壊、危険箇所の補強を行う。 2 施設 (1) 病害虫防除機具の整備を行う。
	陸 稲	1 肥培管理 (1) 土砂流出防止策を講ずる。 (2) 冠浸水危険地区では排水路の整備を行う。

災害名	作物名	事項
	麦	<p>1 作付体系            (1) 土地条件にあつた品種の選定を行う。</p> <p>2 防護措置            (1) 水田麦では明きよ、暗きよの各排水整備を行う。</p>
	大豆	<p>1 肥培管理            (1) 播種当時降雨の多いときは、覆土を浅くする。            (2) 中耕土寄せは早めに行う。</p> <p>2 防護措置            (1) 水田大豆では、明きよ、暗きよの各排水整備を行う。</p>
	いちご	<p>1 肥培管理            (1) ハウス回りに排水溝を設置する。            (2) ハウス内に暗きよ排水を施工する。            (3) 高畦ベットとする。            (4) 畦はほ場の高低に併行させて作り、滞水しないようにつとめる。</p>
	そさい及びビニールハウス	<p>1 肥培管理            (1) 低湿地は排水溝を設置しておく。            (2) 畦はほ場の高低に併行させて作り、滞水しないようにつとめる。            (3) 水田裏作は高畦栽培とする。</p>
	たばこ	<p>1 肥培管理            (1) 高畦栽培を行う。            (2) ほ場に排水溝を設置する。            (3) 自給飼料（たい厩肥、草木灰）の増施を行う。</p>
	果樹	<p>1 作付体系            (1) 低湿地はできるだけ水湿に強い品種を選ぶ。</p> <p>2 肥培管理            (1) 傾斜地は土壤の崩壊を防ぐため集排水溝を整備しておく。</p>
	飼料作物	<p>1 肥培管理            (1) 草地の土壤侵触防止のため裸地の補播を行う。            (2) 流耕水路の整備を行う。</p>
干害	水稻	<p>1 作付体系            (1) 生育期に応じた計画的な節水栽培を行う。</p> <p>2 肥培管理            (1) けいはんの漏水防止に努め、揚水機利用等による計画かん水を行う。</p>
	陸稻	<p>1 作付体系            (1) 耐干性品種の選定を行う。</p> <p>2 肥培管理            (1) 浅く中耕して土壤水分の発散防止に努める。            (2) 大きく草は抜き取らずに刈取り畦間に敷く。</p> <p>3 防護措置            (1) スプリンクラーの設置を行う。</p>
	いちご	<p>1 肥培管理            (1) 基肥は、深層施肥            (2) 追肥は、液肥を用いる。</p> <p>2 施設            (1) かん水施設を設置する。</p>
	そさい及びビニールハウス	<p>1 肥培管理            (1) 基肥は深層施肥を行う。</p>

災害名	作物名	事項
寒害	ス	<p>(2) 乾燥期は敷ワラを励行する。</p> <p>(3) 敷ワラを行わないものは表層面を軽く中耕する。</p> <p>(4) 追肥は液肥を用いる。</p> <p>2 施設</p> <p>(1) かん水施設を設置する。</p>
	たばこ	<p>1 肥培管理</p> <p>(1) たい肥を増施し、地力増進と保水力保持に努める。</p>
	果樹	<p>1 肥培管理</p> <p>(1) 肥草や日覆を行い土壤の乾燥防止に努める。</p> <p>(2) 土壤管理をよくし、根の発育を促進する。</p> <p>2 施設</p> <p>(1) かん水施設を設置する。</p>
	麦	<p>1 作付体系</p> <p>(1) 地域において適品種の選定を行う。</p> <p>2 肥培管理</p> <p>(1) 適期播種を行う。</p> <p>(2) 霜柱害に対する踏圧、土入れを行う。</p>
	いちご	<p>1 作付体系</p> <p>(1) 耐寒性品種を選定する。</p> <p>2 肥培管理</p> <p>(1) マルチングをし、地温を上げる。</p> <p>3 施設</p> <p>(1) ビニールハウスは、暖房機を設置する。</p>
	そさい及びビニールハウス	<p>1 作付体系</p> <p>(1) 耐寒性品種を選定する。</p> <p>2 肥培管理</p> <p>(1) マルチングをし、根の保護を行う。</p> <p>3 施設</p> <p>(1) ビニールハウス等は、保温用むしろ、ビニール、加温用の重油、ヒーター、石油ストーブ等を整備する。</p>
	果樹	<p>1 防護措置</p> <p>(1) 寒風を避けるため防風垣を整備する。</p>
	水稻	<p>1 作付体系</p> <p>(1) 早、中、晩、品種の組合せを行う。</p> <p>(2) 出穂期は7月25日頃から8月25日頃が安全性が高いので、品種と植付期の勘案を行う。</p> <p>2 防護措置</p> <p>(1) いもち病防除機具の整備を行う。</p>
	麦	<p>1 作付体系</p> <p>(1) 耐寒性品種の選定を行う。</p> <p>(2) 適期に播種を行う。</p> <p>2 肥培管理</p> <p>(1) 堆厩肥の増肥を行う。</p>
	いちご	<p>1 肥培管理</p> <p>(1) かん水設備を活用し低温の緩和を図る。</p> <p>2 施設</p> <p>(1) 保温のため、暖房機、燃料を設置しておく。</p>

災害名	作物名	事項
	そさい及び ビニールハウ ス	<p>1 肥培管理 (1) かん水設備を活用し低温の緩和を図る。</p> <p>2 施設 (1) 保温用としてむしろ、燃料等を整備しておく。</p>
	たばこ	<p>1 肥培管理 (1) 苗の順化処理により健苗の育成に努める。</p> <p>(2) 生育初期には補植、又は植替えを行うための苗を確保する。</p> <p>(3) 凍霜害のおそれがあるときは、稻わら等で被覆する。</p>
	果樹	<p>1 作付 (1) 凹地等冷気の停滯し易いところは植付しない。</p> <p>(2) 防霜管理 晩霜予報に注意して、燃料を準備しておく。</p>

#### 4 干害予防計画

干害発生のおそれがある常習干ばつ地帯に対し、県及び農協関係の協力を得て次の干害恒久対策を施し、干害を未然に防止するものである。

- (1) さく井を行い、用水を確保する。
- (2) ため池の新設及び改修を行う。
- (3) 河川取水をするため、取水路等の整備改修等を行う。
- (4) 取水用ポンプ、ホース等の整備をしておく。

#### 5 資材の確保

##### (1) 防除器具の整備

病害虫防除器具並びに災害防護器具を点検整備し、災害時に円滑に使用できるようにする。

##### (2) 薬剤等

災害の発生が予測される場合は、薬剤等が迅速に確保されるよう茨城中央農業協同組合等を通じて必要量の備蓄を行う。

##### (3) 飼料

災害に備え、最低数日間の飼料を備蓄する。

#### 6 家畜対策

- (1) 低湿地畜舎は、周囲の土盛り排水路の整備を行う。
- (2) 増浸水の場合を想定して避難移動場所の留保を図る。
- (3) 倒壊流失の懸念のある畜舎の補修を行う。

## 第7節 情報通信設備等の整備計画

関係機関
各課共通

災害発生時には、国、県、市、防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとることがすべての対策の基本となる。そのため、平常時より、ソフト・ハード両面で情報通信ネットワークを強化していくことが必要である。

### 1 情報通信設備の整備拡充

災害時の通信の基本は防災行政無線等の無線通信であるが、災害時にとりかわされる多種多様な情報を扱うためには、様々なレベルの情報通信設備の整備を行い、情報伝達手段の多様化、多層化に努める。

#### (1) 県防災情報ネットワークシステム

本市には県からの防災に関する情報の収集及び県への通報のため県防災情報ネットワークシステムが設置されており、災害発生時に十分活用できるよう随時保守点検を行い、故障等の事前防止に努めるものとする。

#### (2) 市防災行政無線

市内全域に配備した市防災行政無線を活用し、災害発生時の迅速な情報伝達を行う。随時保守点検を行い故障等の事前防止に努めるとともに、無線のデジタル化を行い、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と接続することにより、国からの情報を瞬時に市民に伝達することが可能となるよう整備する。

#### (3) 消防無線

広域応援体制による消火活動を円滑に実施するため、消防機関は消防無線の整備に努めるものとする。

#### (4) 防災関係機関の情報通信設備

防災関係機関が整備している専用通信設備としては、NTTの孤立防止用無線や東京電力㈱の防災相互信用無線等があり、関係者は設置場所、利用方法等について把握しておくものとする。

#### (5) 公共ネットワーク

市内の公共施設と国・県からの防災に関する情報通信網として、公共ネットワークを活用する。

#### (6) 緊急情報メールシステム

携帯電話各社が提供している緊急情報メールシステムを活用し、市のエリア全域に一斉に情報伝達が行えるよう整備する。

#### (7) 情報通信設備の災害時の機能確保

災害時の停電に備え、通信設備の機能確保に努めるものとする。

##### ア 衛星携帯電話

災害発時の通信手段として、衛星携帯電話を活用する。電話が繋がりにくい時や、停電時に使用するものとする。

##### イ バックアップ化

通信回線の多ルート化、制御装置の二重化等に努め、中枢機器や通信幹線が被災した場合でも通信が確保できるようにするものとする。

#### ウ 非常用電源の確保

災害時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努めるとともに発電機等の燃料の確保を図る。

#### エ 耐震化、免震化

通信設備全体に関して、強い地震動に耐えられるような耐震措置を行うとともに、特に重要な設備に対しては免震措置を施すものとする。

### 2 緊急連絡

災害発生時における緊急電話の指定は下記のとおりとする。

笠間市消防本部	0296-72-0859 , 0296-73-0119
笠間市役所	総務課 : 0296-77-1101

### 3 関係機関との連絡方法

災害時における関係機関との連絡方法は次のとおりである。

市 ←→ 消防署	電話・消防無線・使送
市 ←→ 警察	電話
市 ←→ 消防団	電話・防災行政無線
市 → 市民	電話・広報車・防災行政無線
消防署 → 消防団	電話・消防無線（受令機のみ）
市 ←→ 市内公共施設 ←→ 市民	インターネット（公共ネットワーク）
市 ←→ 国、県	電話・防災行政無線・インターネット（公共ネットワーク）

(注) 市と消防署は消防無線でつながれている。

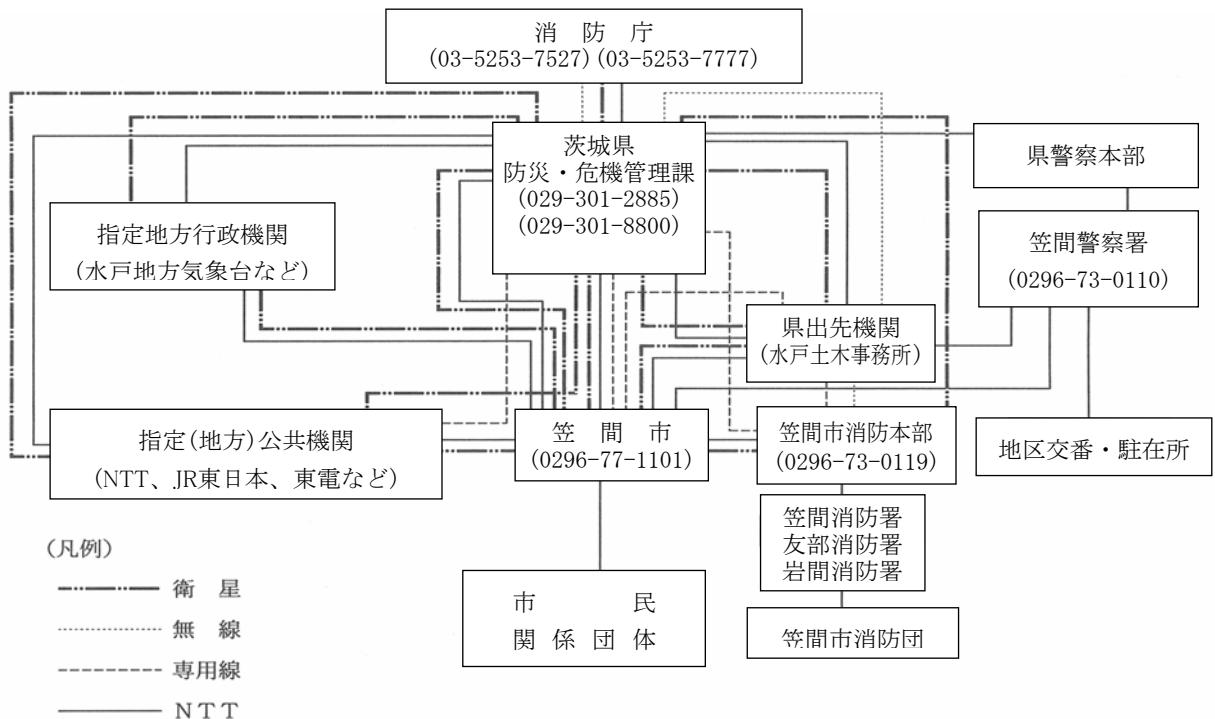
### 4 アマチュア無線ボランティアの確保

市は、災害による通信の途絶に備え、災害時におけるアマチュア無線ボランティアの支援の検討を図るものとする。

### 5 通信連絡系統図の作成

関係機関との連絡のため通信連絡系統図を作成し、関係先、利用できる通信施設（有線、無線）が一目瞭然に分かるものとする。

## 通 信 連 絡 系 統 図



## 第8節 災害用資材、機材等の点検整備計画

関係機関
各課共通

災害時における災害応急対策に必要な資機材等が、直ちにその機能を有効、適切に発揮できるよう、平素から点検整備に努めるものとする。

また、資機材の調達先、調達方法等についても災害時に迅速に活用できるよう、確認しておくものとする。

### 1 水防・消防等の備蓄資機材の整備

災害時に有効適切に使用できるよう、逐次水防、消防等の災害用備蓄資機材の整備、充実に努めるとともに、消火栓使用不能時等の緊急時に備え管内の水利状況の把握に努める。

### 2 医療・助産及び防疫用備蓄資機材の整備

医療・助産及び防疫用備蓄資機材の整備については、本編2第2章第17節「医療・助産計画」の定めるところによる。

### 3 備蓄食糧・衣料及び生活必需品等の整備

これらについては、本編2第2章第12節「食糧供給計画」及び第13節「衣料・生活必需品等供給計画」の定めるところにより整備の推進を図るものとするが、また自らの身の安全は自らが守るという防災の原則に基づき、各家庭に対しても災害に備えるよう啓発するものとする。

## 第9節 火災予防計画

関係機関
総務部
消防本部
消防団

この計画は、消防組織の整備、消防施設の充実強化を図るとともに、消防思想の普及徹底により予防消防の実を挙げ、火災から市民の生命、身体及び財産を保護し生活の安全を期するものとする。

### 1 消防組織の充実、強化

#### (1) 消防本部

笠間市消防本部は、総務課、予防課、警防課、通信指令課の4課と、笠間消防署、友部消防署、岩間消防署において、消防職員定数は132名となっている。

#### (2) 消防団

消防団については、平成24年4月現在で分団数46個分団、団員定数822人で編成されている。

消防団は、単に消火活動を行うのみならず、各地区において火災予防についても市民の指導や巡回広報等を実施し、風水害や地震等の各種災害の防ぎよ活動にあたるほか、遭難者の捜索救助や各種警戒などを行っている。

#### (3) 自主防災組織

市は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を高揚し、自主防災組織の結成・育成を推進するものとする。自主防災組織においては消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消防資器材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水の溜め置き等を地域ぐるみで推進する。また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

### 2 消防施設等の整備、強化

市は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設等の整備について年次計画をたて、その強化を図るものとする。市内の消防水利の現況は、次のとおりである。

(平成24年3月31日現在)

設置数	消防水利に適合する水利					基準外	
	防火水槽	消火栓	小計	その他 プール	開発行為 の私設防 火水槽	貯水槽	消火栓
2,433	666	671	1,337	25	204	313	554

### 3 火災予防対策の徹底

#### (1) 建築同意制度の推進

市は、消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用を図り、建築面からの火災予防の徹底を期するものとする。

#### (2) 防火管理者の育成、指導

市は、学校、工場、商店等消防法第8条及び第8条の2に規定する防火対象物の所有者等に対

し、必ず防火管理者を置くよう指導し、さらに当該防火管理者に対し、消防計画の作成、防火訓練の実施、消防施設等の整備、点検及び火気の使用等防火管理上必要な業務を行わせるよう努めるものとする。

(3) 予防査察の強化指導

市は、消防法第4条及び第4条の2に規定する予防査察の実施にあたっては、消防対象物の用途・地域等に応じて、計画的に実施し、常に区域内の消防対象物の状況を把握し、当該対象物の関係者に対して、火災発生危険及び火災拡大危険の排除等火災予防上必要な各種の措置の励行を強力に指導するものとする。

(4) 危険物施設等の保安監督の指導

市は、消防法に規定する危険物施設等の所有者、管理者又は占有者について、これらの者が自ら計画的に危険物の取扱作業に関し、保安監督するよう指導し、また危険物取扱者に対し指導の強化を図るとともに、これら施設について必要な都度、消防法第16条の5の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をするものとする。

(5) 防火思想、知識の普及徹底

市は、関係機関並びに団体等と協力して、映画会、講習会等の開催、広報車の巡回、広報紙の配布等を実施し、市民の防火思想の普及徹底を図るものとする。

4 消防計画の作成と指導強化

市は、国が定める基準に従い消防計画を作成しているが、各消防署と消防団との相互活動計画及び隣接消防機関との応援計画等について十分な検討を加えて有機的な消防活動ができるよう修正するよう努めるものとする。

(1) 消防力等の整備

(2) 防災のための調査

(3) 防災教育訓練

(4) 災害予防・警戒及び防ぎよ

(5) 災害時の避難、救助及び救急

(6) その他災害対策

5 消防団員の教育訓練

市は、消防団員の県立消防学校及び消防大学校への派遣等を行い、消防の責務を正しく認識させ、技能の修得と体力、気力の鍛成に努め、さらに規律の保持及び協同精神のかん養を図り、消防活動諸般の要求に対応できる人材を養成する。また、一般教育訓練の計画を立て、実施するものとする。

6 消防地理及び消防水利等の調査並びに資機材の点検

(1) 火災が発生した場合に適切な防ぎよ活動が実施できるよう次の事項について調査しておくものとする。

ア 消防地理

(ア) 地形、地物

(イ) 道路、橋梁

(ウ) 河川、水路

(エ) 避難場所

(オ) その他防ぎよ上注意を要する箇所

イ 消防水利

- (ア) 消火栓
- (イ) 防火水槽
- (ウ) 河川水
- (エ) 池水
- (オ) プール
- (カ) その他、消防水利として利用できるもの

(2) 資機材の点検

ア 通常点検

各分団は定期的に消防機械機具の点検、手入れ及び水利の点検等を行う。

イ 点検報告

各部の異常の有無を点検し、異常が生じた場合は、その旨を団長若しくは副団長に報告することとする。

7 火災原因調査

市は、火災予防対策を推進するため、積極的に火災原因の究明調査をするものとする。

8 統計及び消防情報

市は、普通火災について毎月県に月報を提出するほか、特殊火災、大火（損害額1億円以上、焼損面積3,000m<sup>2</sup>以上、負傷者10名以上、覚知3時間を経過しても火勢を鎮圧できない林野火災）、死者を生じた火災等の場合は、即報情報を県に報告するとともに、火災に対する予防推進のための資料とする。

## 第10節 防災知識の普及計画

関係機関
総務部
教育委員会 消防本部

災害による被害を最小限にとどめるためには、市民の一人ひとりが日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。このため、市は防災教育活動を推進するものとする。

また、防災対策要員は、市民の先頭に立って対策を推進していく必要があり、災害とその対策に関する知識と高い意識を身につけられるよう防災教育・研修を推進するものとする。

### 1 市民向けの防災教育

市民の一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であり、また、災害時には、初期消火、近隣の負傷者を救助するなど、防災への寄与に努めることが求められるため、市、県及び防災関係機関は、自主防災思想の普及、徹底を図るものとする。

#### (1) 普及啓発すべき内容

市、県、防災関係機関は、住民に対し、災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、以下の事項について普及・啓発を図るものとする

##### ア 家庭内での予防・安全対策

- (ア) 概ね3日分に相当する量の食糧及び飲料水等の備蓄
- (イ) 災害時の家族内の連絡体制の確保
- (ウ) 地域で実施する防災訓練への積極的参加

##### イ 防災関連設備等の準備

- (ア) 非常用持出袋
- (イ) 消火器等消火資機材
- (ウ) 住宅用火災警報器
- (エ) その他防災関連設備等

##### ウ 自主防災組織等の地域での防災活動

##### エ その他地域の実情に応じて市民の安全確保に必要な情報

#### (2) 防災に関する広報及び普及方法

次の方法により防災知識の普及を図る。

- ア 市の広報「かさま」への防災知識等の掲載
- イ 公民館活動の場を通じた講習会、映画会等の開催
- ウ パンフレット、ポスター、チラシ等の利用及び防災ビデオ等の貸出
- エ 避難場所での行動
- オ 広報車による広報

### 2 児童生徒等に対する防災教育

#### (1) 児童生徒等に対する防災教育

ア 幼稚園、小学校、中学校（以下「学校」という。）においては、各学校で策定した学校安全計画に従って幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。

イ 地理的要件など地域の実情に応じ、がけ崩れ、液状化など、様々な災害を想定した防災教育を行う。

ウ 災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や、学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運営などを行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を行う。

実施にあたっては、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める。

## （2）指導者に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布および避難・救助等に関する研修会を通して、指導者への防災教育を行い、資質向上を図る。

## 3 災害時要援護者に対する啓発

（1）社会福祉施設等において、災害に関する知識の普及及び避難方法等の周知を図る。

（2）市及び関係機関の実施する防災訓練への積極的参加を呼び掛け、避難の方法等について周知を行う。

（3）日常の心得や災害時の避難方法等の防災知識の普及に努める。

## 4 市職員に対する防災教育

防災業務に従事する職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、講習会、研修会等の実施を推進し、防災教育の普及徹底を図る。

## 5 防災対策要員に対する防災教育

応急対策を実施する防災対策要員は災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下のようない防災教育・研修に努める。

### （1）応急対策活動の習熟

被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等の現場活動に従事する防災対策要員に対しては、現場の活動を示した応急計画（マニュアル）により対策の周知徹底を図る。

### （2）研修会及び講演会の開催

災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催する。

## 第11節 防災訓練計画

関係機関
各課共通

市、消防機関及び多数の者を収容する施設の管理者等は、災害が発生し、又は発生が予想される場合に、迅速かつ的確に応急対策を実施し、市民の生命、身体及び財産が守れるよう本計画に基づき定期的又は隨時防災訓練を実施するとともに、必要な教育を行うものとする。なお、訓練には災害時要援護者の積極的な参加を図り、より実践的な訓練となるよう計画を立てるものとする。

### 1 総合防災訓練

防災関係機関相互の連絡体制の強化を図り、市民の防災意識を高めることを目的として関係機関のほか、自主防災組織、ボランティア団体、事業所、災害時要援護者も含めた、地域住民等の協力を得て総合的な訓練を実施する。

#### (1) 訓練項目

- ア 災害対策本部の設置・運営
- イ 交通規制及び交通整理
- ウ 避難準備及び避難誘導、避難所の設置・運営
- エ 救出・救助、救護・応急医療
- オ ライフライン復旧
- カ 各種火災消火
- キ 道路復旧、障害物除去
- ク 緊急物資輸送
- ケ 無線による災害情報収集伝達
- コ 災害時要援護者の支援（避難所への避難等）
- サ 応急給水活動

その他、災害時に起こりうる被害を想定し、幅広い種目について実施する。

### 2 個別訓練の種類及び方法

#### (1) 消防訓練

火災多発期前、及び訓練効果のある時期を選んで、消防機関の出動、近隣市町村の応援、避難立退き、救出救助、消火の指揮系統の確立、広報、情報等を織り込んだ訓練を実施する。

#### (2) 水防訓練

雨期や台風期前、及び訓練効果のある時期を選んで、消防機関及び市民の動員、警戒、水防工法、資材の調達・輸送、通信連絡、水位雨量の観測、救出避難、広報等を織り込んだ訓練を実施する。

#### (3) 避難訓練

##### ア 市による避難訓練

災害時における避難勧告及び立退き等の円滑、迅速、確実を期するため、市が中心となり、警察、消防及びその他関係機関の参加のもと、自主防災組織及び市民の協力を得て毎年1回以上実施するものとする。

イ 幼稚園、保育園、小学校、中学校、病院及び社会福祉施設等における訓練

災害時の幼児、児童、生徒、傷病者、身体障害者及び高齢者等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

ウ 学校と地域が連携した訓練の実施

市は学校と連携し、児童・生徒を含めた避難訓練の実施、地域住民の参加により学校における避難所運営や炊き出し等の実践的な訓練を行うよう努める。

(4) 避難等救助訓練

ア 消防訓練、水防訓練等と合せて避難の指示、伝達方法、避難の誘導、避難所の防疫、給水、給食等を織り込んだ訓練を実施する。さらに自力避難不可能な場合を想定し、孤立者、負傷者、災害時要援護者の救助、救出等に重点を置いた訓練を実施する。

イ 各学校、幼稚園、保育所等は、各種の災害を予想し、災害に応じた避難訓練等を年に1回以上実施し、児童生徒等の安全を図る。

(5) 非常参集訓練

職員の勤務時間外の発生を想定し、必要な職員及び人員の動員配備及び情報の伝達、連絡等活動体制の訓練を実施する。また、同時に本部運営訓練、情報伝達訓練も併せて実施する。

(6) 通信訓練

防災関係機関、非常通信協議会等の協力を得て、隨時又は他の訓練と併せて、通信手続について円滑な遂行を図るため動員、救援要請、情報の収集・伝達、報告等について訓練を実施する。

### 3 事業所、自主防災組織及び市民等の訓練

(1) 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場、事業所、百貨店及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき避難訓練を定期的に実施するものとする。

また、地域の一員として、市、消防署及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努めるものとする。

(2) 自主防災組織等における訓練

各自主防災組織等は地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市及び所轄消防署等の指導のもと、地域の事業所と協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努めるものとする。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・身体障害者等安全確保訓練等を主として行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携をとり、積極的に自主防災組織等の活動を支援するものとする。

(3) 市民の訓練

市民一人一人の災害時の行動の重要性にかんがみ、市をはじめ防災関係機関は、防災訓練に際して広く市民の参加を求め、防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。また、市民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災についての話し合いの実施等の防災行動を継続的に実施していくよう努めるものとする。

## 第12節 防災組織等の活動体制整備計画

関係機関
総務部 消防本部

大規模な災害が発生した場合には、災害の防止又は軽減を図るため、行政や防災関係機関のみならず、市民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。このため、災害時に幅広い知識や技能をもって対応できるボランティアの養成及び登録を行うとともに、円滑な救援活動が行えるよう平常時からボランティア団体間のネットワーク化を促進していくものとする。また、自主防災組織についても活動環境の整備を積極的に行っていくものとする。

### 1 自主防災組織の育成・連携

#### (1) 自主防災組織の整備

市は、県と連携し、自主防災組織の結成や育成の強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

また、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

##### ア 設置推進機関

災対法第5条第2項の規定に基づき、市が推進するものとする。なお、防災関係機関は、相互に有機的連携のもとに市の推進活動に積極的に協力するものとする。

##### イ 普及啓発活動の実施

市は、防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じ、広く市民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発していく。

##### ウ 自主防災組織の規模

地域の自主防災組織は、次の事項に留意して地域住民が防災活動を行う適正な規模の地域を単位として設置を推進するものとする。

- (ア) 地域住民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- (イ) 地理的状況・生活環境等からみて、市民の日常生活上の基礎的な地域として、一体性を有する規模であること。

##### エ 自主防災組織の組織づくり

地域住民が、自主的、積極的にその組織に参加し効果的な活動を行えるよう、地域コミュニティ活動の既存組織を自主防災組織として育成するなど、地域の実情にあった組織づくりを基本として推進するものとする。

例としては、自主防災組織の内容、各班の平常時又は非常時の役割について別表のようなものが考えられる。なお、昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成するものとする。

なお、地域の実情とは、次の事項等が考えられる。

- (ア) 自然的条件（地形、地質）
- (イ) 年齢別、職業別人口構成

- (ウ) 通勤者数、在宅者数
- (エ) 病人、高齢者、乳幼児、児童生徒等などの数
- (オ) 消防施設（防火水槽、消防ポンプ、消火器）
- (カ) 避難地、避難路
- (キ) 危険箇所（ブロック塀、老朽家屋、危険物施設等）
- (ク) 医療施設

#### 才　自主防災組織の備蓄

地域住民が、自主的、積極的にその組織に参加し効果的な活動を行えるよう、地域コミュニティ活動の既存組織を自主防災組織として育成するなど、地域の実情にあった組織づくりを基本として推進するものとする。

##### (ア) 初期消火用資器材の備蓄

自主防災組織は、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資器材を備え、また防火用水の確保、風呂水の溜め置き等を地域ぐるみで推進し、初期消火力の向上に努める。

##### (イ) 救出資器材の備蓄

自主防災組織は、家屋の倒壊現場からの救出などに役立つジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプなどの救出資器材の備蓄や、地域内の建築業者等からの調達体制の確立を推進する。また、市はこうした地域の取組みを支援する。

#### (2) 協力体制の整備

市は、自主防災組織間の協力体制の整備を目的として、連絡協議会的な組織を設置し、組織間の情報交換等を行うなど連携体制を強化する。

#### (3) 自主防災組織への活動支援

市は、自主防災組織に対し、その結成及び資機材の整備等について支援及び助成を行う。

#### (4) リーダーの養成

市は、自主防災組織のリーダーを養成するための教育、研修等を実施し自主防災組織の活動の活性化を図る。

### 2 事業所防災体制の強化

#### (1) 自主防災組織の設置推進施設

次の施設を対象に設置の推進を図るものとする。

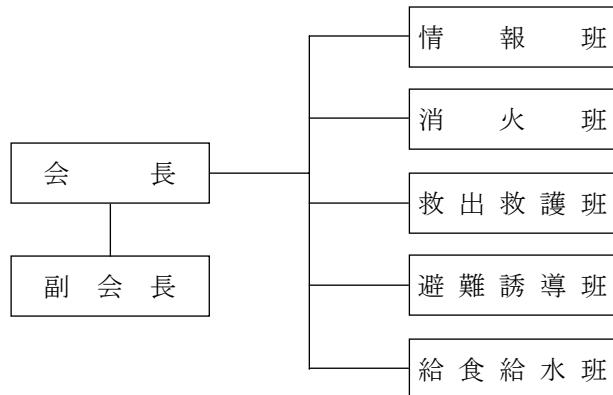
- ア 旅館、学校など多数の者が利用する施設
- イ 危険物、高压ガス貯蔵所又は取扱所
- ウ 多数の従業員がいる事業所で組織的に防災活動を行うことが望ましい施設。ただし、法令により防火管理者等を置き消防計画を作成し、自衛消防組織を設置している施設については、新たに自主防災組織の設置の必要はなく、その組織による防災活動の充実強化を図って、自主防災体制を整備するものとする。

#### (2) 防災担当者の設置

施設の自主防災組織には、防災業務を推進する責任者として、防災担当者を置かせるものとする。ただし、法令に基づいて、これと同様の職務を有する者が定められている場合は、その者をして防災担当者とすることができるものとする。

## 別表

### 1 自主防災組織の内容（例）



### 2 平常時又は非常時の役割（例）

	平 常 時 の 役 割	非 常 時 の 役 割
情 報 班	災害についての知識の吸収及び映画、印刷物等による啓発、災害発生時における、地域内の連絡手段や伝達事項等のマニュアルの策定及び再確認	デマ防止、災害情報の伝達収集、避難命令の伝達、被災状況の収集及び防災機関への伝達
消 火 班	火災予防運動の推進、消火器等による家庭での初期消火の講習及び訓練、消防水利の確保	出火防止の広報、火災の警戒、初期消火活動
救出救護班	負傷者救出に必要な用具の調達及び技術の習得、救助訓練の実施、応急救護法の習得	負傷者の救助、応急救護、移送及び防疫について防災機関への協力
避難誘導班	集合場所、避難路、避難場所の巡回点検、現状把握、避難訓練の実施、災害時要援護者の把握地域の危険箇所の点検・把握等	避難場所、避難路の安全確認、人員点呼、説得、避難誘導、災害時要援護者の避難援護
給食給水班	非常持出品の広報、炊飯用具などの調達計画と管理、必要物資の調達計画やあっせん方法の検討、炊出し訓練	非常持出品の指導、備蓄品の確認・管理、炊出し実施、給水及び救援物資の配分の協力

### 3 ボランティア団体の育成・連携

#### (1) 一般ボランティアの担当窓口の設置

市は、災害発生時におけるボランティア活動を支援するために、あらかじめ一般ボランティアの担当窓口を市民活動課に設置する。災害時におけるボランティア活動の受入れ窓口は、笠間市社会福祉協議会が設置するが、市は、笠間市社会福祉協議会と緊密に連絡を取り合い、ボランティア活動が円滑に行われるよう、被災者のニーズの集約体制等あらかじめその機能を整備するものとする。

市、市社会福祉協議会は、ホームページに「ボランティアの受入れ窓口」を掲載するなど、広く住民に周知する。

#### (2) 受入れ窓口の整備と応援体制の確立

市社会福祉協議会は、ボランティアの受入れを円滑に進めるため、体制整備を強化するとともに、市町村社会福祉協議会間における相互応援協定を締結し、災害時の体制強化を図るものとする。

#### (3) 一般ボランティアの養成・登録

##### ア コーディネートシステムの構築

災害時にボランティアの受入れ、調整、派遣が一元化して行えるようボランティアコーディネートシステムをあらかじめ整備するとともに、関係機関等と共同でマニュアルを作成し、ボランティアのニーズに的確に対応できる体制の構築を図るものとする。その際、コーディネーターが行う業務は次のとおりとする。

(ア) 派遣先、派遣人数、活動内容等のボランティアの調整

(イ) (ア)に基づくボランティアの派遣

(ウ) ボランティアが不足している場合の県社会福祉協議会への応援の要請

##### イ ボランティアリーダーの養成

災害時に、ボランティアが能力を十分に發揮し、組織的なボランティア活動が行えるよう、ボランティアリーダーの養成・研修を実施する。

##### ウ ボランティアコーディネーターの養成

災害時に、ボランティア活動の需給調整・行政との連携調整等を円滑に行なうコーディネーターを養成するために、平常時から市社会福祉協議会のボランティアコーディネーター等を対象に、災害時における対応のノウハウに関する研修を実施する。

##### エ 一般ボランティアの登録

災害時におけるボランティア活動を希望する者の登録を行い、その登録リストを市社会福祉協議会へ通知し、登録情報の共有化を図る。

#### (4) 災害救援ボランティアの種類と対応

	防災ボランティアの種類	今後の対応の方向
1	日常より市内で福祉等のボランティアとして従事している人々	希望者は震災時にも可能な限りボランティアとして活動できる体制の整備を行う。
2	(1) 特殊技能者（保健師、土木・建築技術者等） (2) 応急危険度判定士	国、県などの動向も踏まえながら、今後震災ボランティアの登録制度を検討していく。 震災時には、応急危険度判定士の派遣を県に要請する。

3	震災後、市内外から駆けつけるボランティア希望者	(1) 市は、ボランティア自身により組織編成及び運営が行えるように協力する。 (2) 市は、ボランティアと相互に情報交換を行い、活動拠点、事務用品等を給与する。
---	-------------------------	---

(5) 一般ボランティア団体のネットワーク

平常時から市内のボランティア団体、ボランティア関連団体、企業等とのネットワークや社会貢献活動、地域活動を推進している団体とのネットワークの構築を進め、災害時における協力体制を整備する。

(6) 一般ボランティアの活動内容

一般ボランティアの活動内容は、概ね次の業務である。なお、ボランティアは、市、関係機関及び市民団体と連携し、よりきめ細やかなサービスを広範囲にわたって提供するものとする。

避 難 所 設 置 前	避 難 所 設 置 後	
	避 難 所 ⇒	水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、避難者の世話等
市との連携の下、避難所の設置の手伝いや被災者の安否確認	在 宅 ⇒	市の行う高齢者・身体障害者等の安否確認・介護等への協力、在宅者への食事・飲料水の提供、移送サービス、家屋の片づけ等
	集 積 場 所 ⇒	救援物資の搬出入（仕分け・配布・配達等）

(7) 一般ボランティアの活動環境の整備

市及び笠間市社会福祉協議会は、次の活動環境の整備を実施する。

ア ボランティア活動の普及・啓発

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、市民・企業等に対してボランティア活動の普及・啓発を図るものとする。また、学校教育においてもボランティア活動の普及に努めるものとする。

イ 一般ボランティアの活動拠点等の整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

ウ ボランティア保険への加入促進

市は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、ボランティア保険の助成に努める。

#### 4 企業防災の促進

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時の重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど防災活動の推進に努める。

また、企業等においては、災害発生時に従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や必要な物資等の備蓄など、帰宅困難者対策に努めるものとする。

さらに、市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけるなど、自主防災組織や消防団などと積極的な連携を図るとともに、防災に関するアドバイスを行う。

## 第13節 災害時要援護者支援計画

関係機関
総務部
福祉部
保健衛生部
消防本部

### 1 計画の方針

近年の災害では、災害時要援護者（自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、障害者及び日本語での災害情報が理解できにくい外国人など）と呼ばれる方々の犠牲が多くなっている。

このため、市、県及び災害時要援護者を入所させる災害時要援護者関連施設は風水害等から災害時要援護者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域において災害時要援護者を支援する体制を整備するよう努めていくものとする。

また、市は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、災害時要援護者に配慮した防災基盤整備を促進していくものとする。

### 2 災害時要援護者関連施設の安全体制の確保

#### (1) 防災組織体制の整備

施設管理者は、災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の職務分担、動員計画及び避難誘導体制等の整備を図る。また、施設入所者の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度）について整理・保管する。

市は、災害時要援護者関連施設における防災組織体制の整備を促進し、施設入所者等の安全を図る。

#### (2) 緊急応援連絡体制の整備

施設管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段の整備を図るとともに、他の災害時要援護者関連施設との相互応援協定の締結、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア団体等との連携等施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備する。

市は、社会福祉施設及び福祉関係団体と災害時要援護者の支援に係る協定の締結等を進めることにより、協力体制の強化を図るとともに、施設相互間の応援協定の締結、施設と近隣住民（自主防災組織）、ボランティア団体等の連携の確保について必要な援助を行う。

#### (3) 社会福祉施設等の安全対策

##### ア 社会福祉施設対策

(ア) 自力避難が困難な者が多数入所する社会福祉施設（老人ホーム等）のうち、スプリンクラーの義務設置施設については、早急に設置を指導するとともに、義務設置でない施設に対しても設置を促進する。

また、非常用通報装置の設置についても指導していく。

(イ) 夜間及び休日の職員の勤務体制については、施設の性格、規模、介護需要の必要性等により、実態に応じた体制をとることとする。特に、老人ホーム等については、管理宿直員を配置するよう指導していく。

##### イ 病院・診療所に入院している者に対する対策

(ア) 非常事態に即応するため、平素から入院患者の実態把握に努め、患者の容態等により「担

送」「護送」「その他」等に区分し、避難・誘導、搬送の体制を確立する。

(イ) 避難器具の設置場所と使用方法を患者及び職員に周知する。

(ウ) 病院、診療所については、重症患者、高齢者、乳幼児等で自力では避難することが困難な患者は、できる限り看護師詰所に隣接した場所など避難・誘導、搬送が容易な場所に収容するなど特別の配慮をする。

(エ) 災害時の負傷者等の応急手当のできる体制を確立しておく。

#### (4) 防災設備等の整備

ア 老朽程度が著しくなった社会福祉施設等の施設管理者は、耐震化、不燃化構造による改築等施設の点検・整備を行う。

イ 施設管理者は、防災施設等（消火設備、警報設備、避難設備等）の整備の充実を図る。

#### (5) 防災資機材の整備、食糧等の備蓄

施設管理者は、非常用自家発電機等防災資機材を整備するとともに、食糧、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。

市は、災害時要援護者の避難所ともなる災害時要援護者関連施設に対し、防災資機材等の備蓄や食糧等の備蓄を促進する。

#### (6) 防災教育、防災訓練の実施

施設管理者は、施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動等についての教育を行うとともに、夜間または休日における防災訓練や防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア団体等と連携した合同防災訓練を定期的に実施する。

市は、施設管理者に対し、防災知識及び意識の普及、啓発を図るとともに、防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア団体等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

### 3 在宅災害時要援護者の救援体制の確保

#### (1) 災害時要援護者の状況把握

市は、在宅サービスや民生委員活動及び見守り活動等の実施により把握した災害時要援護者名簿及び災害時要援護者避難支援プラン個別計画（災害時要援護者の所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医、避難手段、避難所までの避難ルート等の情報）の整理・保管等を行うことにより、災害時要援護者の所在や介護体制の有無等を把握する。

また、民生委員、消防団、警察、保健所等関係機関との連携を図り、個人情報の取り扱いに十分留意しつつ災害時要援護者に係る情報の共有化に努める。

#### (2) 災害時の情報提供、緊急通報システムの整備

市は、災害時における迅速かつ適切な情報提供を行うため、聴覚障害者など情報入手が困難な障害者に対して、ファクシミリなど通信装置の給付や障害者団体との連携により情報伝達体制の確立を図る。

特に、市は、災害時要援護者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、避難に関する情報の伝達マニュアルの策定をするとともに、情報伝達体制の整備を図る。

また、市は、災害時における独り暮らし高齢者等の安全確保を図るため、独り暮らし高齢者に対しペンダント式等の緊急通報システムを導入しているが、なお一層の整備・拡充に努める。

### (3) 相互協力体制の整備

市は、民生委員を中心として、災害時要援護者の近隣住民（自主防災組織や地域防災協力員）、災害時要援護者を対象とする地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア団体などとの連携により、災害時要援護者安全確保に係る相互協力体制を整備する。

特に、市は、災害時要援護者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、災害時要援護者避難支援プラン（全体計画及び個別計画）を策定するとともに、関係機関への災害時要援護者名簿等の情報の共有化を図る。

### (4) 救出・救護体制の整備

災害時においては、災害の同時多発により、警察、消防等の防災関係機関による救出・救護活動が大幅に制約されることが予想されるため、独り暮らしの高齢者等災害要援護者に対し、行政区や自主防災組織等の地域コミュニティの協力・連携による地域全体のバックアップ体制を図り、救出・救護体制を確立していく。

### (5) 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

市は、近隣住民（自主防災組織や地域防災協力員）、地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア団体などの協力により、災害時要援護者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また、災害時における的確な対応能力を高めるため災害時要援護者の防災行動マニュアルの策定など、災害時要援護者に十分配慮したきめ細かい防災に関する知識の普及・啓発を図る。

### (6) 乳幼児に対する安全対策

災害時における保育所（園）・幼稚園児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制等を具体的に定めておくとともに、施設長等に対して計画的な訓練等の実施を指導する。

## 4 外国人等に対する防災対策の充実

地震に対する知識が乏しく、地理に不案内で、かつ、日本語の理解も十分でない外国人、また地理に不案内な観光客に対しては、以下のように、平常時から人数及び所在の把握に努めるとともに、多様な言語及び手段、経路を通じての基礎的防災情報（広報紙、防災マップ等）の提供等により防災知識の普及を図る。

また、避難場所や避難経路等の標識の簡明化、多言語化など整備を図るものとする。

なお、観光客の安全対策を推進するため、あらかじめ関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制の確立を推進するものとする。

### (1) 外国人の所在の把握

市は災害時における外国人への安否確認等迅速に行い円滑な支援ができるように、日常時における外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努める。

### (2) 外国人を含めた防災訓練の実施

市は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

### (3) 防災知識の普及・啓発

市は、日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入れ機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

### (4) 災害時マニュアルの携行促進

市は、外国人が被災した場合の確認、連絡や医療活動等を円滑に行うため、様々な機会を捉え、氏名や住所、連絡先、言語、血液型などを記載する災害時マニュアルを配布し、携行の促進に努める。

(5) 外国人が安心して生活できる環境の整備

市は災害時における外国人への安否確認等迅速に行い円滑な支援ができるように、日常時における外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努める。

ア 外国人にやさしいまちづくりの促進

市は、避難場所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。

また、市は、案内板の表示とデザインの統一化について検討を進めるものとする。

イ 外国人への行政情報の提供

市は、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネット等、各種の広報媒体を利用して外国語による情報提供を行う。

ウ 外国人と日本人とのネットワークの形成

市は、外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

エ 語学ボランティアの確保

市は、災害発生時に通訳や翻訳などを行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめその「担当窓口」を設置するとともに、多言語による防災対策対話集などの作成に努める。

## 第14節 防災事業計画

関係機関
総務部 消防本部

この計画は、平成23年度までに整備済事業及び平成24年度からの整備すべき施設等を次のように定めるものである。

### 平成23年度までの整備及び実施済み事業

- ・防火水槽設置979基
- ・消火栓設置1,225基
- ・茨城県防災情報システム設置（平成10年度整備）
- ・防災行政無線
  - 笠間地区（平成11, 12年度整備） 屋外子局84基，戸別受信機896台
  - 友部地区（平成元年度整備） 屋外子局83基，戸別受信機120台
  - 岩間地区（平成7年度整備） 屋外子局9基，戸別受信機4,300台
- ・自主防災組織 40組織
- ・防災アセスメント実施
- ・避難誘導サイン設置
- ・災害用物資の備蓄及び備蓄倉庫の整備
- ・防災訓練の実施
- ・ハザードマップ（洪水，土砂災害，地震）の作成及び配布
- ・全国瞬時警報システム（J-ALEERT）の設置
- ・衛星携帯電話の配備
- ・広報車の配備
- ・拠点避難所（笠間小，稻田中，笠間市民体育館，友部小，友部中，岩間中）の整備，誘導板の設置
- ・エリアメールの加入

### 平成24年度以降

- ・防災行政無線における周波数の統一及びデジタル化，遠隔制御卓の整備
- ・太陽光発電による自家発電設備の整備
- ・非常用電源装置の整備
- ・自主防災組織の結成促進及び育成
- ・避難所，一時集結場所の整備
- ・非常時における情報通信設備の整備
- ・防火水槽、消火栓の整備